

平成21 (2009) 年度

東京都予算編成 に対する要望

**平成20 (2008) 年 1 2 月 1 8 日
都議会民主党**

平成 20(2008)年 12 月 18 日

東京都知事
石原慎太郎 様

都議会民主党
幹 事 長 田中 良
政策調査会長 大沢 昇

平成 2 1 (2009) 年度東京都予算編成に対する要望

米国発の金融危機が、まさに大津波となって日本経済にも大きな影響を及ぼしてきています。

東京商工リサーチが発表した 11 月の倒産件数は 1277 件となり、6 ヶ月連続で前年を上回り、負債総額も 5760 億円に達したとされています。このうち、赤字累積、販売不振、売掛回収難によるものが、976 件、76.4 %を占めているとのことです。

ソニーの大規模なリストラをはじめとして、希望退職募集、派遣・期間・契約社員の途中解約、内定取消し等々、なりふり構わぬ人員削減が進み、都内の有効求人倍率も 8 ヶ月連続で悪化の一途をたどっています。

震源地である米国では、オバマ次期大統領が、5 千億ドルから 7 千億ドルとも言われる大規模な公共事業を柱とする新たな経済再生計画の概要を明らかにするなど、経済危機に迅速に対応する姿勢を示しています。比べて、第二次補正予算が年明けに先送りされるなど、今の日本の政治の停滞は由々しき状況にあります。

一方東京都は、21 年度予算も含め、総額 2140 億円規模の「東京緊急対策Ⅱ」を策定し、508 億円規模の第三次補正予算を提案するなど、危機への迅速な対応を示しています。

しかし、11 月に発表された平成 20 年度都内経済成長率の予測では、19 年度 0.5 %とプラス成長だったものが、20 年度 - 0.8 %とマイナス成長に転じると見込んでおり、21 年度は更にマイナス幅が広がると思われます。加えて、21 年度には法人事業税一部国税化による税収収奪もあり、財政的には厳しい状況が続きます。

こうした中で、21 年度予算を編成されることになるのでありますが、都内中小企業の資金繰りを支え、雇用を守り、未来につながる安心・安全の東京を築いていくためには、都債やこれまでに蓄積してきた財政力の活用も考えていかなければなりません。

これらの点を踏まえ、以下に提出する予算要望項目に十分配慮されるよう要請します。尚、別冊として添付した区市町村並びに各種団体の要望にも、特段の配慮を要望します。

以 上

【目次】

I 産業を支え、雇用を守る	1
一 雇用の確保と安心できる職場環境の実現について	1
二 暮らしを支える産業の振興について	3
三 観光産業の振興について	3
四 農林水産業の振興について	4
五 適正価格による調達について	4
六 資産の有効利活用について	4
II 機能する強いセーフティネットを	5
一 母子・小児医療、小児救急医療の充実について	5
二 医療提供体制の確保について	6
三 子育て環境の整備について	9
四 心身障害者（児）福祉の推進について	11
五 高齢者福祉の推進について	12
六 健康の保持増進について	13
七 生活環境の安全確保について	14
八 新しい福祉を支える基盤づくりについて	14
III 安全・安心の東京を創る	16
一 子どもの安全・安心の確保について	16
二 犯罪の抑止と都民の安全について	16
三 災害に負けないまちづくりについて	17
四 震災対策の強化について	19
IV 学ぶ心を育む教育	20
一 家庭と地域の教育力向上について	20
二 教育の質向上・学校教育指導の充実について	20
三 特別な支援を必要とする子どもの教育充実について	20
四 子どもの学力向上、社会的自立を支援する取り組みについて	21
五 学校の施設設備等の整備について	21
六 私立学校の振興について	22
七 高等教育の振興について	22
八 文化財保護、生涯学習の振興について	22
V 都民との協働で心豊かな生活を	23
一 青少年育成総合対策について	23
二 消費生活対策について	23

三	安心できる食流通の確保について	-----24
四	交通安全対策について	-----24
五	スポーツ振興について	-----25
六	文化事業の推進について	-----26
七	人権擁護施策の推進について	-----26
八	都市外交の推進について	-----26
九	都民との協働について	-----26
VI	持続可能な地球に向けて	-----28
一	都市と地球の持続可能性の確保について	-----28
二	健康で安全な環境の確保について	-----29
三	安心な水の確保について	-----29
四	水環境の改善について	-----30
五	都市の緑と自然環境の保全・再生について	-----31
VII	魅力あふれる快適な都市づくり	-----32
一	都市開発の推進について	-----32
二	都市計画に関する調査について	-----32
三	都市基盤の整備について	-----33
四	都市交通・物流対策について	-----34
五	安心・安全な都営交通について	-----35
六	住宅の供給について	-----36
七	東京港及び島しょの港湾・空港の整備について	-----37
八	建築行政について	-----37
VIII	分権・改革で都民の都政に	-----39
一	分権・自治の日本について	-----39
二	身近な行政－区市町村の強化について	-----39
三	行政改革の推進について	-----40
四	強固な財政基盤の確立について	-----41

I 産業を支え、雇用を守る

－重点事項－

○若年者の雇用就業支援について

- (1) しごとセンターにおいて、若年者の定着支援促進事業など、雇用就業支援策の充実を図るとともに、就職氷河期に新卒者となった世代への特別な支援策を講じること。
- (2) 若者支援サポーター企業の組織化に引き続き取り組むとともに、若者仕事応援団事業を創設するなど、若年者就業対策を充実すること。
- (3) 内定を取り消された若者に対して、学校や東京労働局とも連携した対策に取り組むとともに、東京しごとセンターにおいて、職業紹介や各種セミナーなど、さまざまな支援策を講じること。

○パート・アルバイト、派遣労働などのいわゆる非正規労働者（非典型労働者）の雇用環境を改善するために、企業における法令遵守を徹底するとともに、処遇改善に取り組む企業の拡大に向けて、支援の充実を図ること。

○中小企業制度融資について、預託金の活用により、さらに低金利への誘導を図るなど、中小企業者の利用拡大に向けて取り組むこと。また、国の緊急保証制度で、指定されていない都市型サービス関連の業種についても、追加指定を国に働きかけること。さらに、信用保証料補助の補助率を引き上げるとともに、NPO向け融資や機械・設備担保融資などの充実・創設を図ること。

一 雇用の確保と安心できる職場環境の実現について

1 若年者の雇用就業支援について（産業労働局）

- (1) しごとセンターにおいて、若年者の定着支援促進事業など、雇用就業支援策の充実を図るとともに、就職氷河期に新卒者となった世代への特別な支援策を講じること。
- (2) 若者支援サポーター企業の組織化に引き続き取り組むとともに、若者仕事応援団事業を創設するなど、若年者就業対策を充実すること。
- (3) 内定を取り消された若者に対して、学校や東京労働局とも連携した対策に取り組むとともに、東京しごとセンターにおいて、職業紹介や各種セミナーなど、さまざまな支援策を講じること。

2 障害者の雇用就業支援について（産業労働局）

- (1) しごとセンターにおいて、東京ジョブコーチ支援事業を実施することで、ジョブコーチの増員を進め、障害者の職場への定着を図ること。
- (2) 一般企業での障害者の雇用を進めるために、国の助成金制度に加えた東京都独自の支援策について引き続き実施すること。また、特例子会社の設立に対する支援事

業を行うとともに、就労支援底上げ事業やチャレンジ雇用の拡大を新たに実施すること。

- 3 中高年の雇用就業支援として、しごとセンターで、求職活動支援セミナーなどを実施するとともに、団塊の世代向け就職支援などに取り組むこと。(産業労働局)
- 4 この間の増大する労働相談に対応するため、女性相談員の増員や外国人の相談に対応できるような人材の配置、派遣相談窓口における相談員の増員を図るとともに、メンタルヘルス対策をさらに進めるなど、労働相談体制の充実・強化を図ること。(産業労働局)
- 5 パート・アルバイト、派遣労働などのいわゆる非正規労働者(非典型労働者)の雇用環境を改善するために、企業における法令遵守を徹底するとともに、処遇改善に取り組む企業の拡大に向けて、支援の充実を図ること。(産業労働局)
- 6 都職員の採用においては、障害者法定雇用率を着実に達成すること。(総務局・教育庁・東京消防庁・警視庁)
- 7 ワークライフバランスの実現に向けて、「東京都ワークライフバランス推進宣言(仮称)」を策定し、運動を展開するとともに、効果的な周知啓発キャンペーンの実施や実務者に対するセミナーの実施などに取り組むこと。(産業労働局)
- 8 次世代育成企業支援事業として、行動計画を策定する中小企業の登録制度を実施するとともに、両立支援に向けて具体的に取り組む中小企業に対して助成をすること。(産業労働局)
- 9 職業能力の開発向上に向けて、ミスマッチ解消に向けた取り組みを強化するとともに、受講者への奨励金の支給や採用企業に対する助成金などを通じて、低所得者層に対する就業支援を進めること。(産業労働局)
- 10 総合的な雇用対策を実現するために「東京労働懇談会」構成組織による雇用対策会議(仮称)を設置し、公労使の連携による雇用創出プランを作成すること。また、雇用対策には以下の項目を重点項目として位置づけること。(産業労働局)
 - (1) 都内および南関東における失業率を3%台前半に戻すこと。
 - (2) 「期間の定めのない雇用」を基本原則と捉え、パート・派遣・契約労働者など不安定雇用から正規雇用への転換を目指すものとする。
 - (3) 公労使が連携し、職業紹介・職業訓練・就職が連動した離職者支援体制を確立すること。
 - (4) フリーター、子育て終了後の女性や母子家庭の母親等の職業能力形成の機会に恵まれなかった人に対する、能力向上と安定雇用を目指す「ジョブ・カード」構想に東京都としても積極的に関わり、「職業能力形成プログラム」の活用推進を行うこと。
- 11 労働組合法の改正を踏まえ、職員の専門的能力の一層の向上を図るため、体系的な研修を充実するなど、審査のより一層の迅速化・的確化を進めること。(労働委員会)

二 くらしを支える産業の振興について

- 1 中小企業の経営の安定化支援を図るために、ADRによる取引改善指導など下請け企業対策を充実するとともに、中小企業の経営力向上や事業承継・再生支援事業に取り組むこと。(産業労働局)
- 2 中小企業への技術支援として、革新的な技術の事業化を支援するとともに、知的財産活用のための支援策を充実すること。また、産業人材の育成・確保に取り組むこと。(産業労働局)
- 3 中小企業への総合的な支援として、産業支援拠点の再整備に向けて取り組むこと。(産業労働局)
- 4 中小企業の創業支援を進めるために、多摩産業支援拠点において、インキュベーション施設を整備するとともに、インキュベーション施設を開設する民間事業者に対する支援策を創設すること。(産業労働局)
- 5 地域工業の活性化に向けて、都内に進出意欲のあるものづくり企業の誘致を進めること。また、多摩のシリコンバレー創設に向けて、多摩製造業の特性を活かしながら、アジア企業の誘致活動に取り組むこと。(産業労働局)
- 6 商店街の活性化に向けて、新・元気を出せ商店街事業については、より柔軟な支援が可能になるよう工夫するとともに、予算の充実を図ること。また、若手商人の育成事業の推進をはじめ、補助金交付の迅速化に努めること。(産業労働局)
- 7 中小企業制度融資について、預託金の活用により、さらに低金利への誘導を図るなど、中小企業者の利用拡大に向けて取り組むこと。また、国の緊急保証制度で、指定されていない都市型サービス関連の業種についても、追加指定を国に働きかけること。さらに、信用保証料補助の補助率を引き上げるとともに、NPO向け融資や機械・設備担保融資などの充実・創設を図ること。(産業労働局)
- 8 新銀行東京については、維持・存続をしようとするのではなく、都民に一番負担の少ない形で、新銀行東京から早急に撤退をすること。(産業労働局)
- 9 小規模非住宅用地に係る固定資産税と都市計画税の軽減措置を21年度も継続すること。(主税局)
- 10 負担水準65%を超える商業地などの固定資産税と都市計画税の軽減措置を21年度も延長すること。(主税局)

三 観光産業の振興について

- 1 東京の魅力を世界に発信するために、東京在住外国人に対する情報提供支援を行うとともに、東京国際アニメフェアなどのイベントを通じた観光振興策に取り組むこと。(産業労働局)
- 2 観光資源を開発するために、文化資源の掘り起こしに取り組むとともに、観光まちづくりとして、舟運(しゅううん)ネットワークの構築など、水辺の観光資源の活用に取り組むこと。(産業労働局)
- 3 受け入れ体制を整備するために、外国人旅行者の東京のまち歩きを進めるとともに、

ウェルカムボードの設置を進めること。(産業労働局)

四 農林水産業の振興について

- 1 東京の森林の再生に向けて、森林の循環再生プロジェクトを新たに実施するとともに、シカ被害地である裸山での緑の復活に取り組むこと。また、庁内や学校での利用推進など、多摩産材の利用を拡大を進めること。(産業労働局)
- 2 農業の振興を図るために、農業・農地を活かしたまちづくり事業を進めるとともに、食育の推進を図ること。(産業労働局)
- 3 水産業の振興を図るため、サメなどによる食害対策やテングサ藻場の再生・保全に取り組むこと。また、鮮度管理の統一など、供給体制を確立するとともに、担い手の確保・育成に取り組むこと(産業労働局)

五 適正価格による調達について

- 1 適正価格による調達により、都庁の電子化を促進し、業務の効率化・迅速化や、電子申請などの都民サービスの向上を図ること。個人情報漏えいがないよう、これを保護し、情報技術を効果的に活用できる事務処理体制を整備すること。(総務局)
- 2 入札制度改革は、低価格競争の激化や事業者の経営悪化などの問題点を踏まえて、一般競争入札や総合評価方式の範囲拡大を行うとともに、最低制限価格制度の見直しなどを推進すること。また、談合など不正行為の排除を行い、公正で透明な契約の確保とコストの削減を実現すること。(財務局)
- 3 品質向上やライフサイクルコストの長期化などを図るため、公共事業の契約価格は、市場を調査し、実態に即した適正なものとする。こと。(財務局)
- 4 発注ロットの設定に当たっては、中小企業の受注機会の確保に留意すること。(財務局)

六 資産の有効利活用について

- 1 社会資本や大規模施設、庁舎などの改修、改築は、多額の経費が必要になることから、財政への負担を平準化するため、実施方針に基づいて計画的に実施していくこと。また保有施設から出るCO2を削減するため、省エネ東京仕様2007を全面的に実施すること。(財務局)
- 2 都が所有する土地・建物については、既存ストックの有効利活用、未利用地の売却、貸し付け、暫定利用、コスト管理の徹底等を行うとともに、民間の知恵や活力を取り入れるなど、積極的な利活用を推進すること。(財務局)
- 3 事件処理の迅速化を図るとともに、収用制度に対する都民、事業者の理解を深め、審理の充実を図ること。(収用委員会事務局)

Ⅱ 機能する強いセーフティネットを

－重点事項－

- 新生児集中治療室（NICU）を新生児の実態にあわせて 1.5 倍に増やすとともに後方病床（GCU）を増やし、その医師・看護師等人員配置が行われるよう取り組み、空床補償など都独自の支援を行うこと。
- 救急搬送に対応できる病床を確保するため、周産期の救急医療を行う医療機関に対し補助すること。
- 周産期の救急搬送調整業務を少しでもスムーズにし、時間を短縮するため、周産期母子医療センター、総合周産期母子医療センター、地域の産婦人科間でのホットライン構築、最新の情報機器の配備などを行うこと。

一 母子・小児医療、小児救急医療の充実について

- 1 ハイリスク妊婦や新生児医療への対応として、NICUなど周産期医療システム整備・運営に補助すること。緊急搬送体制を充実・強化すること。（福祉保健局）
- 2 ミドルリスクの妊産婦患者の緊急受け入れ体制を確保するため、周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）を創設すること、また、施設設備整備費を補助すること。（福祉保健局）
- 3 周産期医療施設等整備費補助を実施すること。（福祉保健局）
- 4 周産期医療ネットワークグループを構築し、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供されるように取り組むこと。（福祉保健局）
- 5 多摩地域の周産期医療システムの充実策として、多摩地域の周産期母子医療センターと、NICUは有さないが新生児医療に対応可能な医療機関との連携を強化すること。（福祉保健局）
- 6 母子、周産期医療の施設整備費補助を行うこと。（福祉保健局）
- 7 在宅移行が望ましいが受け皿がないためNICUに入院している児のために、移行支援へのモデル的取り組みに支援するとともに、必要な支援体制を検討すること。退院後に必要とする支援の提供体制構築についてもあわせて検討すること。（福祉保健局）
- 8 産科医等の処遇を改善するため、分娩手当を支給する分娩取り扱い機関等に対し財政支援を行うこと。出産一時金と出産費用との乖離に対応して、都独自に出産費用の補助を行うこと。（福祉保健局）
- 9 NICUを新生児の実態にあわせて1.5倍に増やすとともに後方病床（GCU）を増やし、その医師・看護師等人員配置が行われるよう取り組み、空床補償など都独自の支援を行うこと。（福祉保健局）
- 10 救急搬送に対応できる病床を確保するため、周産期の救急医療を行う医療機関に対し補助すること。（福祉保健局）

- 1 1 周産期の救急搬送調整業務を少しでもスムーズにし、時間を短縮するため、周産期母子医療センター、総合周産期母子医療センター、地域の産婦人科間でのホットライン構築、最新の情報機器の配備などを行うこと。(福祉保健局)
- 1 2 発達障害、児童虐待などさまざまな子どもの心の問題にかかる医学的支援機能を有する拠点病院が、関係機関への支援を行う子どもの心の診療拠点病院整備支援事業を実施し、子どものこころのケア充実を図ること。(福祉保健局)
- 1 3 小児慢性疾患児への医療費助成、未熟児等の医療給付、特定赴任治療費の助成を行うこと。(福祉保健局)
- 1 4 小児救急電話相談を引き続き行うとともに、休日・夜間も実施するなど体制を強化すること。(福祉保健局)
- 1 5 女性の健康支援のための知識普及・相談支援や不妊に関する相談を行い、生涯を通じた女性の健康支援事業を実施すること。(福祉保健局)
- 1 6 区市町村が地域の実情に即した効果的な小児初期救急医療を実施できるよう運営費を補助すること。また、休日・夜間についても補助すること。(福祉保健局)
- 1 7 区市町村が実施する小児初期救急医療の実施に当たって診療を行う固定施設の施設設備費を補助すること。(福祉保健局)
- 1 8 地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保を図るため、臨床研修や地域研修会を実施すること。(福祉保健局)
- 1 9 小児救急患者に対し 365 日、24 時間小児科医が対応する診療体制を確保するため運営費・整備費を補助すること。また、専任看護師配置加算を行い、緊急度の高い患者に迅速に対応するためのトリアージシステムを導入できるようにすること。さらに医療機関や区市町村に対し、トリアージシステムの普及に向けた支援を行うこと。(福祉保健局)
- 2 0 小児科二次救急医療機関では対応困難な重症以上の小児救急患者に対応するための医師を確保すること。(福祉保健局)
- 2 1 小児三次救急医療体制の整備と小児初期・二次救急医療機関との連携強化を図るため「小児三次救急医療ネットワーク運営協議会」を運営すること。(福祉保健局)
- 2 2 産科・小児科などの医師確保が困難となっている医療機関が、引き続き医療を提供できるよう、専門医の安定的確保に支援を行うこと。※医療提供体制確保再掲(福祉保健局)
- 2 3 病院勤務医師の過酷な勤務環境を改善するため、当直体制の見直し、医療クラークの配置を行うこと。再就業支援対策を実施すること。※医療提供体制確保再掲(福祉保健局)

二 医療提供体制の確保について

- 1 地域医療システム構築のため、脳卒中医療連携推進事業、糖尿病医療連携推進事業、地域医療システム化推進事業、保健医療情報センター事業を実施すること。(福祉保健局)

- 2 がん医療の水準向上、がん対策の計画的な推進を図るため、都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療拠点病院、東京都認定がん診療病院を整備するとともに経費を補助すること。(福祉保健局)
- 3 在宅緩和ケア支援事業、がん患者療養支援事業、ターミナルケアにかかる人材育成事業を実施すること。(福祉保健局)
- 4 がん登録支援事業、がん診療施設設備整備費補助、放射線・科学療法等施設設備整備費補助を行うこと。(福祉保健局)
- 5 保健医療情報センターの運営、医療ガイドシステム、医療機関情報システム化推進事業を実施すること。(福祉保健局)
- 6 メディカルソーシャルワーカー等の転院調整業務担当者が、ノウハウを蓄積したり情報を容易に取得できるよう取り組むこと。また、医療連携クリティカルパスを推進すること。さらに、機能に応じた病院間、病院施設間のネットワーク化、転院関連業務の制度化について検討を進めること。(福祉保健局)
- 7 多摩及び島しょ地区における公立病院の運営費補助、公立病院整備事業費償還補助、医療施設近代化施設整備費補助を実施すること。地域に不足する医療提供のため区市町村が行う事業に対する補助新設も含め、一層拡大すること。(福祉保健局)
- 8 地域ケア体制整備として、不足する療養病床の整備が引き続き行われるよう取り組むとともに、地域リハビリテーション支援事業、回復期リハビリテーション病棟施設設備整備費補助、療養病床整備事業等を実施すること。(福祉保健局)
- 9 在宅医療ネットワーク推進事業、在宅医療拠点病院モデル事業、在宅医療相互研修事業を実施すること。(福祉保健局)
- 10 歯周病疾患改善指導を行うとともに、8020 運動など歯科保健意識の向上を図ること。また、保健所歯科保健事業や心身障害児(者)歯科診療、心身障害者口腔保健センター、在宅歯科診療設備整備などの事業を実施すること。(福祉保健局)
- 11 救急医療対策として、休日の昼間・準夜間、休日全夜間、平日の夜間など、救急患者に対する診療体制が確保されるよう取り組むこと。(福祉保健局)
- 12 東京都地域救急センター(仮称)を創設し、地域の中核二次救急医療機関を指定し、速やかに救急患者を受け入れる仕組みを作ること。また、トリアージシステムの検証・普及も行うこと。(福祉保健局)
- 13 救急患者受け入れコーディネーターを配置し、医療機関の選定に時間を要している事案等への迅速な対応を図ること。(福祉保健局)
- 14 救急救命センター運営費補助、救急救命センター整備費補助を行うこと。(福祉保健局)
- 15 救急医療機関勤務医師確保のため、休日・夜間の救急勤務医手当を創設すること。また、救急患者の受け入れ実績が多い医療機関に、診療補助者の人件費等財政支援を行うこと。(福祉保健局)
- 16 診療所医師に休日・夜間の応援診療をしてもらうなど、救急医療への参画を図り、救急医療を確保し、勤務医師の負担を軽減すること。(福祉保健局)
- 17 災害医療対策として、災害医療拠点病院に、必要な資器材等の整備、24時間対応可能な緊急体制を整備すること。また医療施設の耐震化を進めるとともに、エレベーター

- ターへの閉じこめ防止策を講じること。(福祉保健局)
- 1 8 災害派遣医療チームを編成し、災害時の救命に備えること。(福祉保健局)
 - 1 9 多摩・島嶼地域の医師確保のため、医師等の派遣や専門医療の確保、産科医療機関運営費を補助すること。(福祉保健局)
 - 2 0 医療安全支援センターの運営をはじめとした、医療安全対策を推進すること。(福祉保健局)
 - 2 1 不足している周産期・小児・救急・へき地医療に従事する医師を確保するため、医師奨学金・特別貸与・一般貸与を行うこと。(福祉保健局)
 - 2 2 産科・小児科などの医師確保が困難となっている医療機関が、引き続き医療を提供できるよう、専門医の安定的確保に支援を行うこと。また、地域医療支援ドクター事業を実施すること。(福祉保健局)
 - 2 3 病院勤務医師の過酷な勤務環境を改善するため、当直体制の見直し、医療クラークの配置を行うこと。再就業支援対策を実施すること。(福祉保健局)
 - 2 4 看護師等養成所に対し補助を行い、教育内容の充実し、看護師の充足を図ること。また、修学資金の貸与を行うこと。EPAに基づき外国人看護師受け入れ支援事業を実施すること。引き続き都立看護専門学校の運営を行うこと。(福祉保健局)
 - 2 5 新人への研修、短時間正職員制度導入、宿舍整備など看護師の定着対策を実施すること。また、離職看護師の再就業対策を実施すること。(福祉保健局)
 - 2 6 都立病院の医師等確保・育成対策を実施すること。(病院経営本部)
 - (1) 都立病院が本来の機能を果たすことができるよう、医師・看護師確保に全力をあげること。医療環境の整備、休日、研究時間の確保など、スキルアップも仕事として捉え、高度医療に意欲ある医師が集められるよう体制を整備すること。
 - (2) 東京医師アカデミーを運営し、指導研修体制を一層充実させるとともに、学習環境の整備・充実を図ること。
 - (3) 院内保育室の開所時間拡大や病児・病後児対応などの充実、医療クラークの導入拡大等により、医師の負担を軽減するよう取り組むこと。
 - (4) 短時間勤務、チーム医療の一層の拡充など、女性医師の就業継続、復職支援に取り組むとともに、ワークライフバランス推進事業を行うこと。
 - (5) 看護師採用活動の強化や各種研修事業の充実により人材の育成・確保を図ること。
 - 2 7 都立病院の医療サービス向上を図ること。(病院経営本部)
 - (1) ハイリスクな分娩や新生児への対応など、高度な周産期医療提供を拡充するため、大塚病院に周産期母子医療センターを開設すること。また、墨東病院のNICUを増床し、必要な人員を配置すること。
 - (2) 心臓病の医療体制を拡充するため、墨東病院にICU・CCUを増床するとともに、心臓カテーテル室を増室すること。
 - (3) 医療安全管理対策を充実強化するため、産科医療補償制度導入、リスクマネジメント研修の実施等に取り組むこと。
 - (4) 多摩総合医療センター(仮)、小児総合医療センター(仮)、がん・感染症医療センター(仮)、精神医療センター(仮)大塚病院小児精神科外来、の整備をすすめ

ること。

- 28 都立病院における環境対策を推進すること。(病院経営本部)
 - (1) コスト縮減と環境対策を両立させるE S C O事業を着実に実施し、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量、及び光熱水費の削減を図ること。
 - (2) 緑の都市づくり推進のため、患者の療養環境等にも配慮し、隙間空間を効率的に活用した緑化を進めること。
- 29 新型インフルエンザへの医療体制に万全を期すため、施設整備、医療資器材の整備、抗インフルエンザ薬の備蓄を進めること。(病院経営本部)
- 30 新たな電子カルテ導入など、より質の高い医療を効果的かつ効率的に提供するように取り組むこと。情報セキュリティ対策の強化に取り組むこと。(病院経営本部)
- 31 経営基盤強化のために、医業未収金発生防止の取組、回収体制の強化を図り、未収金の縮減を図ること。(病院経営本部)
- 32 地域の中核病院として、地域の医療機関と連携を図り、適切な医療を提供する地域病院に対し、運営費に要する経費等、適切な補助を行うこと。また、施設整備を行うこと。(病院経営本部)

三 子育て環境の整備について

- 1 子ども家庭支援区市町村包括補助により、区市町村が地域の実情に応じて主体的に行う子育てサービス基盤の整備を支援すること。市町村が、地域の実情に応じて施策を行うことが出来るよう子育て推進交付金を交付すること。(福祉保健局)
- 2 「子育て応援とうきょう会議」を運営し、企業、大学、NPO などとともに、社会全体で子育てを支援する気運を高めること。(福祉保健局)
- 3 「次世代育成支援東京都行動計画」を改定し、東京の子ども・家庭の実情に合った施策を一層推進するための後期計画を策定すること。(福祉保健局)
- 4 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、都独自の基準を持つ認証保育所の設置を推進するとともに、質を確保するため研修を実施すること。家庭福祉員制度を実施する区市町村に対し補助すること。(福祉保健局)
- 5 認定子ども園については、不十分な国の財政措置を補う都独自の補助制度を引き続き行うこと。(福祉保健局)
- 6 事業所内保育所の設置を促進し、企業の次世代育成に対する取組を支援すること。あわせて、ワークライフバランスに配慮した働き方の普及を進めること。(福祉保健局)
- 7 病院内保育施設の運営に対し補助し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、病児等保育の実施を図ること。設置費についても補助すること。(福祉保健局)
- 8 不足する保育所の設置促進のため、区市町村が実施する事業に広く支援を行うとともに、マンション等併設型保育所設置促進事業を実施すること。あわせて、認可保育所サービス向上支援事業、認定子ども園設置促進事業、開設準備軽費等の無利子貸付

を実施すること。(福祉保健局)

- 9 広域的ニーズ把握、先進事例の紹介、保育人材の掘り起こし、保育人材確保事業などを実施し、保育サービス拡充のために取り組むこと。(福祉保健局)
- 10 一時・特定保育事業に対し補助すること。病児・病後児保育に補助するとともに、保育所における病児・病後児ケアの質向上を図るため相談支援事業を実施すること。また、病児対応型保育施設を核として、病後児対応型、派遣型サービスなどの地域資源を活用したネットワークを構築する病児・病後児保育ネットワーク事業を実施すること。(福祉保健局)
- 11 児童相談所の機能を充実強化し、親と子を総合的に支援する拠点、地域支援の拠点として子ども家庭総合センターを設置すること。(福祉保健局)
- 12 子ども家庭支援センターを設置運営する区市町村に対し、補助するとともに、専門性の強化を図ること。また、きめ細かな相談体制の充実を図ること。(福祉保健局)
- 13 要支援家庭の早期発見・支援事業を実施し、要支援家庭の早期発見を図るとともに、適切な支援につなげるよう取り組むこと。出産後のケアを家族などから受けられないなど、特に支援を要する母子に対しサポート体制を確立し、虐待の未然防止を図ること。(福祉保健局)
- 14 学童クラブ事業を行う区市町村に対し、補助するとともに、整備費補助、設置促進のための補助を行うこと。また障害児の受け入れに係る経費についても補助すること。(福祉保健局)
- 15 次世代を担う子どもの健全な育成のため、児童育成手当、児童育成手当、児童扶養手当を支給するとともに、乳幼児や義務教育就学期の児童の医療費助成事業を実施すること。(福祉保健局)
- 16 虐待等で家庭的養護が望ましい児童の養育家庭への委託を進めるとともに、小規模住居型児童養育事業を実施すること。また、養護児童グループホームの推進、養育家庭登録の促進・制度の理解を求めため十分な広報を行うこと。さらに、養育家庭へのサポートを行いともに支える支援機関を設置すること。(福祉保健局)
- 17 専門機能強化型児童擁護施設制度を引き続き実施し、治療的・専門的ケアを行うこと。さらに、新たな治療的ケア施設を検討すること。児童養護施設の整備を助成し、処遇向上、定員増などに対応できるようにすること。(福祉保健局)
- 18 再チャレンジホームを設置すること。入所需要が高まっている児童自立支援施設を強化すること。また、自立援助ホーム制度を充実させること。さらに施設等の退所児・者に対する支援を行うこと。(福祉保健局)
- 19 児童養護施設等人材育成支援事業、子どもの権利擁護専門相談事業を実施すること。(福祉保健局)
- 20 児童相談所の機能を強化として、一時保護所の定員増など充実、医療的ケアを必要とする児童等の一時保護委託、家庭復帰後を充実し、児童福祉司任用資格取得の指定講習会を実施すること。また、児童福祉司、児童心理士を増員すること。(福祉保健局)
- 21 児童虐待防止のため、医療機関における対応能力強化事業を実施すること。また、院内虐待対策委員会の立ち上げを支援するとともに、地域の医療機関の核となる医師

を養成すること。(福祉保健局)

- 2 2 ひとり親家庭を支援するために、ホームヘルプサービス事業補助を実施するとともに、ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業を実施すること。また、雇用安定促進や相談体制の充実を図ること。母子家庭等就業・支援センターに養育費相談員を配置すること。(福祉保健局)

四 心身障害者（児）福祉の推進について

- 1 障害者の地域生活を支援するため、身体・知的重度障害者グループホームを含めたグループホームへの運営費補助を行うこと。施設から地域への移行者を受け入れるための経費を補助すること。グループホーム等の安全体制強化のため、防災設備の整備助成を行うこと。(福祉保健局)
- 2 心身障害者の日常生活を支援するために、ホームヘルプサービス事業やショートステイ、デイサービス事業などを実施すること。重度脳性麻痺者介護事業、重度訪問介護事業者基盤整備事業を実施すること。(福祉保健局)
- 3 区市町村地域生活支援事業、東京都地域生活支援事業を実施し、障害者が自立した生活、社会生活を営むことができるよう幅広く支援すること。(福祉保健局)
- 4 小規模作業所等の経営基盤強化のため、法内施設化促進事業を実施するとともに、自立支援事業に移行した法人に対し運営費の補助を行うなど安定化策を講じること。(福祉保健局)
- 5 発達障害者支援センターの支援体制を充実すること。また、高次脳機能障害者への適切な支援が提供されるよう支援拠点を整備するとともに、身近な地域での支援を充実させること。(福祉保健局)
- 6 都外施設利用者の地域移行支援事業を実施するとともに、障害者地域生活移行促進事業を実施すること。(福祉保健局)
- 7 障害者自立支援法の施行に伴う東京都障害者自立支援対策臨時特例交付金事業を引き続き実施するとともに、障害者の生活実態に即した自立支援策、所得保障を実現するよう国に対し働きかけること。(福祉保健局)
- 8 区市町村が地域の実情に応じて、障害者の地域福祉サービスの充実を図ることが出来るよう補助すること。(福祉保健局)
- 9 障害者の就労支援を充実するため、東京都障害者就労支援協議会、区市町村障害者就労支援事業、雇用にチャレンジ事業、障害者職場実習ステップアップ事業、障害者就業・生活支援センター事業を実施すること。また、企業就労意欲促進事業、就労移行・工賃アップ促進設備整備費補助を実施すること。(福祉保健局)
- 1 0 障害者の地域での生活を支えるサービス基盤を充実させるため、施設整備にかかる設置者負担の特別助成を実施し、地域生活の基盤整備を促進すること。心身障害者施設用地取得費貸付事業を実施するとともに引き続き補助率3/4とすること。(福祉保健局)
- 1 1 障害者の社会参加促進のため、障害者IT支援総合基盤整備事業、身体障害者補助

犬給付事業、東京 2009 アジアユースパラゲームズを行うこと。(福祉保健局)

- 1 2 聴覚障害者用住宅用自動火災報知器が、一般の住宅用自動火災報知器並みの価格で買えるように補助すること。(福祉保健局)
- 1 3 心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当の支給、心身障害者扶養共済への加入により障害者の経済的基盤の確保を図ること。(福祉保健局)
- 1 4 重症心身障害児(者)への支援として、訪問事業や通所委託、ショートステイの確保など、適切な療育環境を提供すること。また、看護師確保緊急対策を実施すること。(福祉保健局)
- 1 5 府中療育センターの建て替え計画を進めること。老朽化している北療育センター城北分園を改築すること。(福祉保健局)
- 1 6 精神科医療費助成を実施すること。精神科救急医療体制の充実を図ること。(福祉保健局)
- 1 7 精神障害者の社会的入院の解消に向け、退院促進コーディネーター、グループホーム活用型ショートステイ事業を実施すること。また、地域移行後の精神疾患患者への医療中断防止、見守り支援、専門支援員配置など、地域活動支援センター機能を充実すること。(福祉保健局)

五 高齢者福祉の推進について

- 1 高齢者が地域で安心して住み続けることができるように、地域ケア体制を推進すること。(福祉保健局)
 - (1) 地域ケア推進事業を実施し、事業者、区市町村に対して積極的な施策展開や取組を働きかけること。
 - (2) 高齢者の住まいにおけるサービス提供等のありかた指針を策定するなど、高齢者向け住居の適切な整備促進に向け取り組むこと。
 - (3) 地域包括支援センター機能の充実強化のため、基幹型地域包括支援センターのモデル事業を実施すること。
 - (4) 在宅医療を支える訪問看護ステーション支援事業を実施すること。
 - (5) 介護支援専門員が、医療的ケアを含めた生活全般を支えるケアマネジメントをできるよう養成に取り組むこと。
- 2 認知症高齢者への支援として、認知症対策推進事業、認知症地域生活支援ネットワーク事業、認知症地域医療推進事業、高齢者権利擁護推進事業、若年性認知症支援モデル事業、看護職認知症対応力向上研修事業を実施すること。(福祉保健局)
- 3 地域における日常生活の支援として、高齢者支援技術活用促進事業、高齢社会対策区市町村包括補助事業を実施すること。(福祉保健局)
- 4 高齢者の生きがいと社会参加促進のため、シルバーパス交付事業、老人クラブ助成事業、団塊世代・元気高齢者による地域活性化事業を実施すること。(福祉保健局)
- 5 介護施設における人材確保育成のため、介護人材定着対策事業、サービス提供責任者支援事業、介護人材育成・職場改善等支援事業、介護人材確保支援事業を実施する

- こと。(福祉保健局)
- 6 介護施設人材確保育成のため、1日職場体験、インターンシップ、施設介護サポーターのモデル事業を実施すること。EPAに基づく外国人介護士受け入れ支援事業を実施すること。(福祉保健局)
 - 7 特別養護老人ホームが利用者サービスの維持向上を図ることができるよう、運営費等の補助を行うこと。(福祉保健局)
 - 8 都立高齢者施設等の適切な運営を行うとともに、健康長寿医療センター(仮)の整備、支援を行うこと。(福祉保健局)
 - 9 介護サービス基盤の整備として、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム緊急整備、ケアハウスの整備、地域密着型サービス等重点整備、介護老人保健施設の整備、介護専用型有料老人ホームの設置促進のため補助するとともに、医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅モデル事業を実施すること。(福祉保健局)
 - 10 介護保険制度の適切な運営に努めること。低所得者特別対策事業では、東京都の独自制度が、区市町村において着実に実施されるよう取り組むこと。また、ケアマネジメントの充実に取り組むこと。(福祉保健局)

六 健康の保持増進について

- 1 自殺総合対策の推進のため、自殺総合対策東京会議、自殺防止！東京キャンペーン、ゲートキーパー養成事業、相談支援のネットワーク構築を行うこと。また、うつ診療レベルアップ研修、未遂者支援対策事業、遺族支援対策事業を実施すること。(福祉保健局)
- 2 地域保健サービス体制充実のため、区市町村が地域の実情を踏まえて保健サービスの充実に取り組めるよう支援すること。(福祉保健局)
- 3 東京都健康推進プラン 21、糖尿病・メタボリックシンドローム予防対策を推進すること。(福祉保健局)
- 4 がん予防対策推進のため、がん検診受診促進事業、がん検診受診率向上事業、がん検診精度向上支援事業、読影医師等養成事業、職域がん検診支援事業等を実施すること。(福祉保健局)
- 5 ウイルス肝炎受療促進集中戦略として、検診受診促進事業、検診強化事業、診療ネットワーク整備事業、インターフェロン治療に医療費を助成する肝炎治療推進事業を実施すること。また、慢性肝炎等患者及び家族の支援を行うこと。(福祉保健局)
- 6 難病対策として、医療費公費助成の対象疾病を拡大するとともに、居宅生活支援や訪問診療など在宅難病患者対策を充実すること。(福祉保健局)
- 7 原爆被爆者対策として、健康診断や各種手当ての支給などを行うとともに、介護保険利用等助成事業を実施すること。健診の内容・検査方法の改善に取り組むこと。(福祉保健局)
- 8 心身障害者(児)医療費助成、ひとり親家庭医療費助成事業補助など各種医療費助成を引き続き実施すること。(福祉保健局)

- 9 国民健康保険事業の円滑な運営のため、運営費補助を行うこと。国保組合についても引き続き補助を行うこと。(福祉保健局)

七 生活環境の安全確保について

- 1 薬物乱用防止対策を総合的に進めるとともに、脱法ドラッグ、薬剤の不適正処方などの情報収集に努め、関係機関と連携して取締りを強化すること。(福祉保健局)
- 2 大気汚染の影響を受けたと推定される疾病にかかった患者に対し、大気汚染健康障害者医療費助成を行うこと。(福祉保健局)
- 3 区市町村と連携し、地域におけるアレルギー疾患対策を推進するとともに、子どものアレルギー疾患の状況等について調査し、実態を把握して対応を進めること。(福祉保健局)
- 4 花粉症の予防・治療対策を総合的に推進し、都民の健康被害の軽減を図るため根治療法開発・普及などの対策を講じること。(福祉保健局)
- 5 動物の愛護事業を推進するとともに、人と動物との共生に対する理解を推進すること。動物由来感染症の防疫措置を講じること。(福祉保健局)
- 6 新興感染症医療体制を強化するとともに、感染症健康危機管理情報ネットワークシステムの構築、共同調査研究などに取り組むこと。(福祉保健局)
- 7 新型インフルエンザ対策として、医療物資の確保、医療体制の整備、患者等入院医療機関の施設・医療資機材の整備、感染症指定病院への補助、検査体制の強化、都民への普及啓発、東京都医学研究機構での基礎研究推進に取り組むこと。(福祉保健局)
- 8 救急搬送サーベイランスを実施し、患者の症状等の情報を迅速に収集・解析して、異常の発生をいち早く探知するよう取り組むこと。(福祉保健局)
- 9 HIV／エイズの相談・検診体制の充実や療養支援体制の整備に取り組むこと。また、患者・感染者への偏見のない社会の実現に取り組むとともに、多摩地域のエイズ検査・相談体制の充実を図ること。(福祉保健局)
- 10 あらたな結核発生動向に的確に対処するとともに、結核対策の充実に努めること。(福祉保健局)
- 11 健康安全研究センターを整備し、花粉症や大気汚染の原因究明、食品の安全など、健康安全への対応を行うこと。(福祉保健局)

八 新しい福祉を支える基盤づくりについて

- 1 生活保護世帯に対し適切な援護を行うとともに、就労支援など自立支援に向けた取り組みを行うこと。生活保護制度が適正に利用されるよう都としても取り組むこと。(福祉保健局)
- 2 路上生活者の自立支援として、緊急一時保護センター事業、自立支援センター事業、巡回相談など、公園等生活者が地域での自立した生活に定着できるよう継続した支援を行うこと。(福祉保健局)

- 3 生活安定化総合対策事業として、生活安定応援事業、生活サポート特別貸付事業、ネットカフェ難民支援、低所得世帯の子どもへの学力向上支援、就労支援などを実施すること。また、多重債務者の生活再生事業、児童擁護施設退所者等への自立生活支援事業を実施すること。(福祉保健局)
- 4 区市町村において、成年後見制度推進機関の立ち上げなど、制度の普及・定着が進むよう、成年後見活用あんしん生活創造事業を行うこと。また、地域福祉権利擁護事業を実施するとともに、苦情対応事業を実施すること。(福祉保健局)
- 5 鉄道駅のバリアフリー化、ノンステップバスやリフト付きタクシーの整備を進めること。また、ユニバーサルデザイン整備促進事業、とうきょうトイレ整備事業を実施すること。事業者教育用訓練プログラムを作成すること。(福祉保健局)
- 6 区市町村が地域のニーズに応じて地域福祉を推進できるよう、地域福祉推進事業補助、地域福祉振興事業補助を行うこと。また、自殺対策インターネット相談事業費補助を行うこと。(福祉保健局)
- 7 不足する福祉人材の養成・確保策として、新たな福祉人材育成事業、介護福祉士等修学資金の貸与事業を実施すること。(福祉保健局)
- 8 地域福祉推進区市町村包括補助事業を実施すること。
- 9 がん・認知症対策研究を推進すること。災害時要援護者対策を推進すること。(福祉保健局)
- 10 NPO 法人や民間企業に対し、整備費や運転資金等のつなぎ融資を行い、福祉基盤の整備促進に取り組むこと。(福祉保健局)
- 11 福祉サービス第三者評価システムの普及を図るとともに、評価者の信頼性向上に努めること。社会福祉法人の財務分析強化事業などを実施し、問題の早期発見と改善を図ること。(福祉保健局)
- 12 三宅島火山活動災害による被災者に対して、災害援護資金の貸付などを行うとともに、生活福祉資金利子補給を行うこと。(福祉保健局)

Ⅲ 安全・安心の東京を創る

－重点事項－

- 耐震改修促進計画の目標達成に向け、昭和56年以前の建築物に対する耐震診断・耐震改修促進のための制度の積極的活用を促すとともに、制度の適用対象の拡大や耐震化のための資金の融資などについて検討し、総合的に建築物の耐震性の向上を促進すること。
- ゲリラ豪雨への対応や、総合的な治水対策に資するため、個人住宅における雨水浸透枳等の普及を図るとともに、豪雨対策基本方針を着実に実施すること。

一 子どもの安全・安心の確保について

- 1 地域ぐるみの学校安全体制推進事業、放課後子どもプラン、学校における安全教育の推進に取り組むこと。(教育庁)
- 2 インターネット・携帯ネットの適正な利用に関する啓発・指導を行うとともに、情報の取捨選択を判断し使いこなすためのメディアリテラシー教育に取り組むこと。(教育庁)
- 3 緊急地震速報システムの活用、校舎の震災対策、災害時帰宅困難者支援に取り組むこと。(教育庁)
- 4 都内の全小学校に防犯と安全教育を専門とする学校安全専門員の「配置」を進めること。(青少年治安対策本部・教育庁・生活文化スポーツ局・警視庁)
- 5 子ども安全ボランティア活動を推進するため、地域や防犯ボランティアなどとの連携強化など、地域と学校の防犯ネットワークを引き続き強化すること。(青少年治安対策本部・教育庁・生活文化スポーツ局・警視庁)
- 6 地域で不安に感じる場所を防犯の立場から見直し、子ども自身の犯罪被害防止能力の向上と安全な地域環境づくりのために、都内の全小学校において「地域安全マップ」づくりを引き続き推進していくこと。(青少年治安対策本部・教育庁・生活文化スポーツ局・警視庁)
- 7 児童を様々な犯罪から守るために、通学路等に適切な設備を整備していくこと。(青少年治安対策本部・警視庁)

二 犯罪の抑止と都民の安全について

- 1 区市町村や地域、関係業界等との横の連携を深め、治安対策の充実強化を図るとともに、落書き対策を引き続き推進していくこと。(青少年治安対策本部・警視庁)
- 2 高齢者や女性を狙い、次々に悪質、巧妙化する振り込め詐欺や悪質商法の被害防止対策を強化すること。(青少年治安対策本部・警視庁)

- 3 商店街等、地域の防犯対策を強化するため、防犯設備の設置や更新に必要な経費を補助するとともに、防犯カメラの適正使用を遵守するよう指導すること。(青少年治安対策本部・警視庁)
- 4 関係機関との連携を深め、振り込め詐欺対策をより一層強化すること。(警視庁)
- 5 突発的重要事件対策を強化するため、現場指揮官車や地域警察官通信指令システム等を整備するとともに、耐刃ジャンパー、耐刃手袋、防弾資器材の整備を進めること。(警視庁)
- 6 暴力団対策及び国際化する犯罪等への対策を推進するため、車両捜査支援システムや情報解析支援資器材の整備を進めること。(警視庁)
- 7 検視及び鑑識体制を強化するため、検視用資器材、DNA型個人識別児童化装置の整備を進めること。(警視庁)
- 8 防犯対策を推進するため、地域安全情報を提供するとともに、自主的防犯ボランティア活動を支援し、まちの防犯意識の向上に努めること。(警視庁)
- 9 警察活動の人的基盤を強化するとともに、新型インフルエンザ対策用品の整備をはじめとした警察装備の充実・強化を図ること。(警視庁)
- 10 警察活動の拠点である警察署所、交番等、並びに待機宿舎の整備を進めること。(警視庁)

三 災害に負けないまちづくりについて

- 1 大地震、ゲリラ豪雨などの自然災害や複合災害、大規模事故、NBC災害、新型インフルエンザ対策などの危機に対応するため、各種都政のBCPの策定を進めるとともに、全庁的な取り組み体制を構築すること。(総務局・知事本局)
 - (1) 火山活動状況など防災に対する調査研究に取り組むとともに、首都直下地震の被害想定や実災害の経験・教訓によって修正した地域防災計画の適正な運用を図ること。(総務局・東京消防庁)
 - (2) 総合防災訓練や図上訓練等を通じて、初動体制の迅速化など危機管理体制を強化すること。(総務局)
 - (3) 災害から都民の生命、財産を守り、被害を最小限に防ぐための各種施策(応急給水槽の建設・改修・維持管理、避難所機能の強化・耐震化、障害者や在住外国人などの災害弱者対策、駅前滞留者対策、帰宅困難者への情報などの提供、エレベーター閉じこめや高層マンション対策等の防災体制の整備等)を実施すること。(総務局・教育庁・生活文化スポーツ局)
 - (4) 八都県市の連携を深め、防災・危機管理上の広域的課題に協働して取り組むこと。また、外国諸都市とも連携して防災対策を進めていくこと。(総務局・知事本局)
 - (5) 都心部の都市型水害やゼロメートル地帯における台風による高潮など風水害対策を推進すること。(総務局・港湾局・下水道局)
 - (6) 近年ひん発している局所的・突発的なゲリラ豪雨に対して初動体制の強化など対応を図っていくこと。(総務局・下水道局)

- 2 ゲリラ豪雨への対応や、総合的な治水対策に資するため、個人住宅における雨水浸透枮等の普及を図るとともに、豪雨対策基本方針を着実に実施すること。(都市整備局)
- 3 災害時に十分な医療機能を果たすため、災害対策用資器材整備、訓練、救急・災害医療センター(仮)の設備整備など、対策を充実すること。(病院経営本部)
- 4 危機に強い都市実現のため、テロ対策に向けた官民パートナーシップの構築を図るとともに、後方散乱式エックス線投資装置車、FS式耐刃防護服などを整備すること。(警視庁)
- 5 災害等発生時の対応を強化するため、吸水性土のう、信号機用自動起動式発動発電機等の整備を進めること。(警視庁)
- 6 首都直下の大震災やNBCテロ災害などへの対策を強化するため、消防ヘリコプターを活用した救助救急活動用資器材の整備、NBC対処資機材の整備、消防団装備資機材等の充実、消防水利の整備など消防活動能力の強化を図ること。(消防庁)
- 7 災害時支援ボランティアを始めとした地域住民や事業所・区市町村等との連携強化により地域防災力の向上を図ること。(消防庁)
- 8 都市構造の複雑多様化、建物の大規模化・複合化等による災害の規模や態様の多様化、また、新型インフルエンザ等の新興感染症に対応するため、水上・航空消防体制の充実や訓練施設の整備を行うなど、消防・救助活動体制及び感染症対策の充実強化を図ること。(消防庁)
- 9 応急手当の普及促進を行い、救命効果の向上を図るとともに、救急相談センターの活用促進等により、真に救急車を必要とする都民への適切かつ効果的な対応を図ること。(消防庁)
- 10 住宅火災による死者を減らすため、住宅用火災警報器の設置促進に係る広報の強化を図るとともに、都民に対する防災教育や都民防災教育センターを活用しての訓練等により、都民の防災行動力の向上を図ること。(消防庁)
- 11 建物の防火管理体制の強化や火災予防査察執行体制の充実強化により、建物の安全性を高め、都民が安心して生活できる環境づくりを推進すること。(消防庁)
- 12 震災時の活動拠点となる消防庁舎の耐震化を推進するとともに、地域の災害活動拠点としての機能を十分発揮できるよう老朽・狭隘な消防庁舎を計画的に改築・改修すること。(消防庁)
- 13 複雑多様化する災害に対応するため、最新技術を取り入れた消防車両や装備・通信機器等の整備を行うこと。(消防庁)
- 14 消防行政需要に応じた効果的かつ柔軟な組織体制の整備を行うとともに、限られた人員の有効活用を図るため、職員の効果的な配置・運用を行い、都民サービスの向上を図ること。(消防庁)
- 15 都民の平穏で安全な生活を守り、地域のまちづくりを進める立場から、騒音や土壌汚染、事故などまちづくりの障害である基地問題の解決に努めるとともに、米軍基地の整理・縮小・返還に地元区市町村と連携して積極的に取り組むこと。(知事本局)
- 16 返還までの対策として、「横田基地の軍民共用化の促進」と、空の安全と民間航空の円滑な飛行を確保するために、更なる「横田空域の返還」及び「管制業務の返還」

を、国などに対し強く働きかけ、日米協議の進展を図ること。(知事本局)

四 震災対策の強化について

- 1 震災発生時の避難・救助活動や被災後の復旧・復興活動が、住民主体により円滑に進むよう、区市町村と連携して復興準備活動を支援すること。また、都民や地域の防災力の向上のため、広報や普及啓発活動、訓練を実施すること。(総務局)
- 2 山間部における地震による山あいの集落の孤立、情報連絡体制や避難所運営のあり方などの課題について、山間部を中心に、地元自治体や関係機関と連携し対策を拡充すること。(総務局)
- 3 危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保するため、道路事業と併せて実施する建物の共同化、所有地の活用などにより、オープンスペースの確保と道路沿道の不燃化を図ることによって、木造住宅密集地域の整備を促進すること。また、容積配分の活用について検討すること。(都市整備局)
- 4 耐震改修促進計画の目標達成に向け、昭和56年以前の建築物に対する耐震診断・耐震改修促進のための制度の積極的活用を促すとともに、制度の適用対象の拡大や耐震化のための資金の融資などについて検討し、総合的に建築物の耐震性の向上を促進すること。(都市整備局)
- 5 旧建築基準法で建てられた住宅の建て替えや耐震改修を促進、支援するため、固定資産税と都市計画税を減免すること。(主税局)
- 6 東京都震災対策条例第12条に基づいた地域危険度測定調査の結果を踏まえ、防災都市づくり推進計画の見直しなどを行うこと。(都市整備局)
- 7 高潮防御施設の整備として、江東内部河川の整備や東部低地対における河川施設の耐震強化を図ること。(建設局)
- 8 都市防災への貢献として、水門・排水機場の耐震強化を図るとともに、防潮堤や内部護岸の整備を行うこと。また、臨港道路における橋梁について、耐震補強を実施すること。(港湾局)
- 9 都営住宅の耐震診断・耐震改修を計画的に実施することにより、都営住宅の耐震化を進めること。(都市整備局)
- 10 都の所管する施設の耐震化、エレベーター閉じこめ対策、都立施設の緑化を推進すること。また、民間社会福祉施設の耐震化促進のため補助すること。(福祉保健局)
- 11 公立小中学校等の耐震化支援を実施し、早急に耐震化を推進すること。新しい学校重点支援事業を推進すること。(教育庁)
- 12 私立学校のさらなる安全対策促進として、耐震改修が必要な校舎への補助を充実させ、耐震化を着実に進めること。(生活文化スポーツ局)

IV 学ぶ心を育む教育

－重点事項－

- 義務教育終了時にはすべての子どもが基本的な学力を身につけられる指導を行うため、就学前教育、つまづき防止のための取り組み、基礎的・基本的な事項に関する調査、確かな学力向上実践研究推進校、理科支援員等配置事業、少人数指導等を実施すること。
- 私立幼稚園、私立学校における教育内容の向上、学校経営の健全化等を図るため、経常費補助、授業料軽減補助等の各種助成を行うとともに、公立学校との税投入額、保護者負担の格差を減らすよう助成の拡充を検討すること。情報公開の推進を図ること。

一 家庭と地域の教育力向上について

- 1 家庭の教育力向上のため、乳幼児期からの子どもの教育支援、公立学校における食育推進に取り組むこと。(教育庁)
- 2 幼稚園・保育所での就学前教育に取り組むこと。(教育庁)
- 3 都民の参加による地域の教育力向上のため、教育サポーターの養成、教育人材バンク、地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営、学校支援ボランティア推進協議会の設置・推進に取り組むこと。(教育庁)

二 教育の質向上・学校教育指導の充実について

- 1 東京教師養成塾、教職大学院派遣研修、東京教師道場、各種研修、授業研究など教員の資質向上に取り組むこと。(教育庁)
- 2 特色ある学校づくりの推進として、都立高校改革の推進、多様な選抜方法の推進、自立的な学校経営の確立に取り組むこと。ものづくり人材の育成に取り組むこと。(教育庁)
- 3 外部人材を積極的に活用するため、中学校部活動の外部指導員導入促進事業、肢体不自由特別支援学校への介助専門家導入を実施すること。(教育庁)

三 特別な支援を必要とする子どもの教育充実について

- 1 特別な支援を必要とする子どもの教育充実のため、個別の教育支援計画作成、臨床発達心理士の配置を実施すること。特別支援学校を支援する仕組みづくりとともに、センター的機能を発揮し、地域の学校との連携・専門的助言ができるよう取り組むこと。(教育庁)

- 2 聴覚障害特別支援学校において、教育 IT を活用した教育、教育相談の充実に取り組むこと。手話による「生徒にわかる授業」を行える体制整備に向けて調査・検討すること。(教育庁)
- 3 自立活動指導の充実、教育環境の改善、特別支援教育コーディネーターの育成・配置など適切な対策を講じること。(教育庁)
- 4 海外帰国生徒教育を推進するとともに、外国人児童・生徒の不就学対応、日本語学級の設置、外国人児童・生徒対応の充実に取り組むこと。(教育庁)

四 子どもの学力向上、社会的自立を支援する取り組みについて

- 1 義務教育終了時にはすべての子どもが基本的な学力を身につけられる指導を行うため、就学前教育、つまづき防止のための取り組み、基礎的・基本的な事項に関する調査、確かな学力向上実践研究推進校、理科支援員等配置事業、少人数指導等を実施すること。(教育庁)
- 2 都立学校 ICT 計画により、校内 LAN・教育用 IT 機器の整備を行うこと。教員研修の推進、教材コンテンツ等の整備を行うこと。(教育庁)
- 3 心の東京革命教育推進プラン事業、問題行動対策事業、24 時間電話相談、登校支援員活用事業を実施すること。スクールカウンセラーの配置を進めること。(教育庁)
- 4 スポーツ教育の推進、都立学校における部活動指導の充実などに取り組むこと。(教育庁)
- 5 特別支援学校において、民間を活用した企業開拓、東京都就労支援員の配置を実施すること。(教育庁)
- 6 子どもの自尊感情を高めるための教育、奉仕体験活動、都立高校教育支援コーディネーターの活用、環境教育推進、日本の伝統・文化理解教育推進に取り組むこと。ユース・プラザ整備等事業を実施すること。(教育庁)

五 学校の施設設備等の整備について

- 1 学校の抱える様々な問題への対応を支援するため、弁護士・精神科医・警察 OB などの専門家と連携して取り組むこと。(教育庁)
- 2 子どもが意欲を持ち、適切な成育環境のもと学校に通えるよう、必要な福祉的支援を活用できるよう、関係機関と学校との連携体制構築を進めること。(教育庁)
- 3 公立小中学校、都立学校における新型インフルエンザ対策を実施すること。(教育庁)
- 4 小学校における自然体験活動プログラム開発事業、都立学校の環境対策の推進、また、緑化、芝生化、太陽光発電など環境改善に取り組むこと。(教育庁)
- 5 定時制高校生徒が始業前に自主学習ができるよう、場所の確保につとめること。(教育庁)
- 6 特別支援学校の冷房化など、学習環境確保に取り組むこと。(教育庁)

- 7 都立学校の校舎改築、大規模改修、増改修、老朽校舎の改築等、施設設備の適切な維持管理に取り組むこと。(教育庁)

六 私立学校の振興について

- 1 私立幼稚園、私立学校における教育内容の向上、学校経営の健全化等を図るため、経常費補助、授業料軽減補助等の各種助成を行うとともに、公立学校との税投入額、保護者負担の格差を減らすよう検討すること。情報公開の推進を図ること。(生活文化スポーツ局)
- 2 私立幼稚園教育振興事業費補助を引き続き行うとともに、認定子ども園についても補助すること。(生活文化スポーツ局)
- 3 私立幼稚園における心身障害児教育の更なる充実を図るため、私立幼稚園障害児教育事業費補助を拡充すること。預かり保育など子育て支援に関する補助を拡充すること。(生活文化スポーツ局)

七 高等教育の振興について

- 1 首都大学東京においては、豊かな人材を育成するとともに、都民に成果を還元する魅力ある大学となるよう取り組むこと。また優秀な海外留学生の受入を増やし、アジアの発展や課題解決などに資する研究を推進すること。(総務局・知事本局)

八 文化財保護、生涯学習の振興について

- 1 生涯学習の振興として、都立学校公開講座、学校施設開放に取り組むこと。(教育庁)
- 2 埋蔵文化財の保護、文化財保護管理、文化財保存助成に取り組み、一層の充実を目指すこと。都内に残る戦争遺跡の保存に取り組むこと。また、外国人への文化財情報提供のため、外国語による文化財情報ウェブサイトを構築するなどの取り組みを行うこと。(教育庁)
- 3 都立図書館からの情報発信として、都市・東京情報ナビゲーションポータルサイトを構築すること。(教育庁)
- 4 雑誌等に特化した図書館機能として、多摩図書館においてマガジンバンクの運営を行うこと。(教育庁)
- 5 都立図書館の蔵書スペースを拡充するとともに、図書館資料の収集を強化し、都民サービスの向上を図ること。(教育庁)

V 都民との協働で心豊かな生活を

－重点事項－

○食品の適正な表示を確保するため、立ち入り検査・指導措置など厳しく対処するとともに、食品事業者における適正表示推進者を育成すること。

一 青少年育成総合対策について

- 1 青少年健全育成の推進を図るため、あいさつ運動の全都展開、「心の東京革命行動プラン」の推進、インターネット・ゲームの「家庭のルールづくり」の普及、地域の青少年健全育成支援事業への補助など「子ども応援協議会」の活動の推進を図ること。
(青少年治安対策本部)
- 2 社会性や勤労観など様々なことを学ぶことが出来る中学生の職場体験の実施にあたり、今後もよりきめ細やかに受け入れ先を確保していくこと。(青少年治安対策本部)
- 3 インターネットや携帯電話による有害情報の氾濫や犯罪などから子どもを守るため、ネット利用環境の改善を図るなど、行政・家庭・学校・事業者が連携した取組を推進すること。(青少年治安対策本部・教育庁・産業労働局)
- 4 ニートの人たちに対して、親や地域の人たちと連携し、彼らが社会とつながりを持ち、また自信を深め、そして社会に貢献できる一員となるよう社会全体で解決していくよう支援していくこと。(青少年治安対策本部・産業労働局)
- 5 ひきこもりの人たちに対して、インターネット・電話相談の成果活用を図るとともに、支援事業を行っているNPO等との連携など体制の整備を進め、ひきこもり等自立支援プログラムによる対策の充実に努めていくこと。(青少年治安対策本部・生活文化スポーツ局・産業労働局)
- 6 少年院出院者などの非行少年たちに対して、国や区市町村、保護司、NPO、地域等との連携により、就学や就労、福祉などの立ち直りに必要な支援を行っていくこと。
(青少年治安対策本部・産業労働局・福祉保健局・生活文化スポーツ局・教育庁)

二 消費生活対策について

- 1 不適正取引事業者指導、表示適正化対策など、取引指導事業の強化を図ること。(生活文化スポーツ局)
- 2 安全対策事業として、ひやり・ハッと調査を実施すること。さらに継続的に事故情報・インシデント情報を収集し、安全対策を実施すること。(生活文化スポーツ局)
- 3 悪質事業者から都民を守る対策の強化として、警視庁との連携による立ち入り調査など特別対策班を設置するとともに、事業者処分体制の強化を図ること。また、多重債務問題に対する総合的な取組を推進すること。(生活文化スポーツ局)

- 4 消費生活センターにおいては、相談体制を充実強化すること。(生活文化スポーツ局)
- 5 生活協同組合に対する貸付け・融資制度を充実するなど、消費生活対策を推進すること。(生活文化スポーツ局)
- 6 公衆浴場対策として、クリーンエネルギー化推進事業、耐震化促進支援事業、経営安定化対策、確保浴場融資利差補助、健康増進型公衆浴場改修支援事業などを行うこと。(生活文化スポーツ局)

三 安心できる食流通の確保について

- 1 築地市場の豊洲への移転計画については、既定路線として進めるのではなく、公平・公正な形で、現在地再整備についても改めて検討すること。併せて、豊洲地区についても、有楽町層の中や下の汚染状況などについても、調査を実施すること。さらに、改めて環境アセスメントを行うとともに、関係者に対して、十分な説明・協議を実施すること。(中央卸売市場)
- 2 市場コストの削減やハード・ソフトの両面からなる市場業者への経営支援などを通じて、跡地売却に頼らない、市場財政の健全化に努めるとともに、大田市場の屋根付き積み込み場の建設や淀橋市場のリニューアル事業など、市場施設の整備を進めること。(中央卸売市場)
- 3 市場での環境対策を進めるために、市場内で荷物搬送を行なっている小型特殊自動車の電動化を推進するとともに、板橋市場での屋上緑化や北足立市場における太陽光発電設備の導入に取り組むこと。(中央卸売市場)
- 4 食肉市場の仲卸業者売り場、冷蔵庫などの改築工事を行うとともに、ピッシング中止対応工事などの施設整備を行うこと。(中央卸売市場)
- 5 相次ぐ食品事故や事件、食品偽装により、食品の安全確保、都民の不安解消が課題となっている。食品の安全確保を図るため、食品の監視検査体制を充実強化すること。特に不安については、正しい情報が不足していることから生じる部分も大きいと、科学的根拠に基づくわかりやすい情報提供が必要なことから、食品安全情報評価委員会によるリスク情報の収集分析を行うとともに、都民・事業者・行政が、食品安全に取り組む、リスクコミュニケーションを充実すること。(福祉保健局)
- 6 アレルギー物質を含む食品表示の徹底、健康被害の未然防止のため、総合的なアレルギー対策を推進すること。
- 7 食品の適正な表示を確保するため、立ち入り検査・指導措置など厳しく対処するとともに、食品事業者における適正表示推進者を育成すること。(福祉保健局)

四 交通安全対策について

- 1 第8次交通安全計画(18～22年度)に基づく、高齢者の事故防止の普及啓発・参加・体験型講習会の充実や負傷者対策の強化、二輪車の事故防止、自転車の安全利

用対策を図ること。(青少年治安対策本部・警視庁)

- 2 交通事故をなくすため、30日以内交通事故死者の分析を、交通安全計画などに反映させるとともに、飲酒運転の根絶対策など交通安全対策を更に推進すること。(青少年治安対策本部・警視庁)
- 3 自転車の安全対策として安全教室の開催や、転倒事故から幼児を守るキャンペーンの推進、賠償責任保険が付いたTSマーク制度の普及などに加え、幼児2人同乗自転車対策を積極的を実施すること。また、放置自転車対策を引き続き推進すること。(青少年治安対策本部・警視庁)
- 4 違法駐車を解消するため、区市町村や関係団体との連携のもと、自動二輪車駐車場対策を推進すること。(青少年治安対策本部・警視庁)
- 5 ハイパースムーズ作戦を推進し、都内の渋滞緩和の改善に努めていくこと。(青少年治安対策本部・警視庁)
- 6 高齢者の交通安全対策、二輪車・自転車の事故防止対策を強化すること。(警視庁)
- 7 歩車道分離式信号機の整備を進めること。(警視庁)

五 スポーツ振興について

- 1 競技力向上策、スポーツ国際交流、地域スポーツクラブの支援、スポーツムーブメントの創出、体育施設の機能整備を実施すること。(生活文化スポーツ局)
- 2 平成25年に開催する東京国体(多摩・島しょ国体)、全国障害者スポーツ大会の開催準備、メイン会場である味の素スタジアムを始め、必要な競技施設の整備などを着実にやっていくこと。(総務局)
- 3 東京マラソンが全ての参加者が楽しめるイベントとなるよう運営の改善を図ること。(生活文化スポーツ局)
- 4 東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、東京辰巳国際水泳場の維持管理、計画的改修とともに、スポーツ拠点としてその機能充実に努めること。(生活文化スポーツ局)
- 5 生涯スポーツの振興、競技スポーツの振興に取り組むこと。(生活文化スポーツ局)
- 6 オリンピック招致にあたっては、平和構築を謳った国際社会に訴える理念などを盛り込んだ大会計画書である立候補ファイルに基づいて、招致活動を行うこと。(東京オリンピック・パラリンピック招致本部)
- 7 都財政の健全性を念頭に、関連経費もコンパクトな、品格のあるスマートなオリンピック・パラリンピックを目指し、都民に負の遺産を残さないこと。また、国立でのメインスタジアム整備を始め、招致から開催都市決定に至るまで、国や関係自治体、民間の全面的バックアップを得ていくこと。(東京オリンピック・パラリンピック招致本部)
- 8 都民のスポーツ行動率が低下傾向にあるため、都内全域に総合型地域スポーツクラブを開設するなど、運動・スポーツ行動率を上昇させていくこと。(生活文化スポーツ局)

- 9 招致委員会活動の透明化を始めとして、オリンピック・パラリンピックに関する情報は適時適切に提供し、都民の幅広いコンセンサスを得ていくこと。(東京オリンピック・パラリンピック招致本部)

六 文化事業の推進について

- 1 東京の魅力を発信する芸術文化創造基盤の整備のため、芸術文化発信事業助成、東京都美術館の改修を行うこと。都立文化施設の適切な運営・維持管理を行うこと。(生活文化スポーツ局)
- 2 文化振興施策、芸術活動の発信支援、文化事業の推進に取り組むこと。(財)東京都歴史文化財団、(財)東京都交響楽団への助成を行うとともに、適切な運営がなされるよう取り組むこと。(生活文化スポーツ局)
- 3 都民芸術フェスティバルや隅田川花火大会、地区花火大会への助成を行うなど芸術文化事業を推進すること。(生活文化スポーツ局)

七 人権擁護施策の推進について

- 1 人権施策推進指針を踏まえ、複雑化・多様化する人権問題に対して、都民・NPO・企業等と連携し、総合的な取り組みを展開すること。(総務局)
- 2 犯罪被害者や家族の精神的・経済的負担を軽減するなど総合的な支援を行う「推進計画」の適正な実行を図るとともに、犯罪被害者支援条例の制定を検討すること。(総務局・福祉保健局・教育庁・警視庁)

八 都市外交の推進について

- 1 相互理解を深める都市外交においては、従来以上に姉妹友好都市との交流を進展させ、様々な分野で大いに役立てていくこと。(知事本局)
- 2 アジア大都市ネットワーク21での国際共同事業においては、相互の信頼関係を醸成し、ともにアジアの繁栄と発展を目指すため、今後も共通の課題に連携して取り組むこと。また、北京市復帰や新たなメンバーの勧誘に尽力すること。(知事本局)
- 3 アジア人材育成基金を活用し、首都大で受け入れた優秀な人材が東京で活躍できるよう支援し、活力ある東京を目指すこと。(知事本局・総務局)

九 都民との協働について

- 1 行政と都民とが情報を共有し、都民の都政への参画を進めるために、テレビ・ラジオ等による都政広報を行うとともに、情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用に努めること。(生活文化スポーツ局)
- 2 今後、新たな都政の基本構想や計画を作成する上では、綿密なタイムスケジュール

を組むこと。また、都民や企業、NPO、区市町村などの理解・協力・協働が実現に不可欠であることから、パブリックコメントを求めるなど都民の意見を反映させること。

「10年後の東京実行プログラム2008」などの各事業の検証とその結果の都民への広報を行っていくこと。(知事本局)

- 3 市民活動を促進するために、社会貢献活動団体との協働を推進するとともに、東京ボランティア・市民活動センターの運営を充実させること。(生活文化スポーツ局)
- 4 自らの能力を地域社会に活用したいと考える都民の活動を支援していくこと。(知事本局)
- 5 在住外国人支援事業助成、在住外国人向け情報提供事業、外国人への防災知識の普及啓発のため、防災情報の多言語化、防災語学ボランティア募集・登録・訓練を実施すること。(生活文化スポーツ局)
- 6 男女平等参画の推進について(生活文化スポーツ局)
 - (1) ワークライフバランス推進事業を実施すること。
 - (2) DV被害者の状況やニーズに応じた一時保護が行えるよう、一時保護体制を拡充するとともに、警察署とも連携して取り組むこと。
 - (3) DV被害者が必要とする適切な支援を受けられるよう、被害者自立支援機能を拡充させること。
- 7 配偶者暴力支援センターを充実し、相談支援体制を強化すること。また、東京ウィメンズプラザの充実に努めるとともに、男女平等参画施策の一環として、情報収集活動を拡充すること。(生活文化スポーツ局)
- 8 地域力向上方策として、地域の目標実現による地域力の向上、NPO との協働を推進するため、協働マッチング事業を実施すること。(生活文化スポーツ局)

VI 持続可能な地球に向けて

－重点事項－

- 環境金融を進めるために、金融機関への預託金を創設すること。また、金融機関に対してエコ預金の創設・拡充を働きかけるとともに、環境投融資の拡大などを働きかけること。
- 東京都独自の環境税の導入について、中小企業等へのインセンティブの観点などから、環境減税の導入に向けて、積極的に取り組むこと。

一 都市と地球の持続可能性の確保について

- 1 企業の温暖化対策を推進するため、大規模事業所に対する温暖化ガス削減義務と排出量取引制度を導入するとともに、都の制度の全国的な普及拡大に努めること。(環境局)
- 2 温暖化対策に積極的に取り組む中小規模事業者に対するインセンティブを充実するために、省エネ促進税制の創設をはじめ、報告書制度を活用した助成制度や低利融資制度、顕彰制度の創設などに取り組むこと。(環境局)
- 3 家庭での温暖化対策の推進に向けて、地域の家電店などと連携して省エネアドバイザーを養成・登録し、その活動を推進するとともに、地域の工務店などを評価する省エネ住宅供給事業者認定制度を創設すること。(環境局)
- 4 環境家計簿など家庭部門におけるCO₂削減や中小企業などのCO₂削減を着実に進めるために、基礎的自治体である区市町村を通じて地球温暖化対策を促すこと。(環境局)
- 5 再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、太陽エネルギーの利用拡大に向けた施策を拡大・充実するとともに、市民や地域と連携しながら都が、証書ではなく直接再生可能エネルギーを購入できるような新たな仕組みを検討すること。(環境局)
- 6 都市づくりにおけるCO₂削減策をさらに推進するとともに、平成20年6月の条例改正で見送られた自動車に対するCO₂削減策についても、早急に条例化を図るなど、積極的に取り組むこと。
特に、自動車のCO₂削減策については、エコドライブの推進や都営バスへのバイオディーゼル燃料の導入を促進するとともに、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(pHV)といった次世代自動車などの普及促進を図ること。(環境局)
- 7 持続可能な環境交通の実現を目指して、臨海エリアなどで、地域特性に応じた環境交通施策の展開を図るとともに、ITS(高度道路交通システム)を活用して、局地的な汚染地域の解消に向けた施策を展開すること。また、物流分野での人材育成に取り組むとともに、自転車への利用転換を図るなど、自動車に依存しないまちづくりを進めること。(環境局)

- 8 都庁における温暖化対策の率先行動として、「地球温暖化対策東京都庁プラン」を改訂するとともに、都有施設における電気のグリーン購入を推進すること。また、中央防波堤外側埋め立て処分場で廃棄物から発生するランドフィルガス（LFG）の活用を進めることと。（環境局）
- 9 セラミック系材料等を活用した省エネの都市環境システムの構築を進めるとともに、「超先進省エネ・再エネ技術」の実用化・普及促進を図ること。併せて、日本の環境技術を世界に発信すべく取り組むこと。（環境局）
- 10 気候変動における適応状況調査を実施すること。また、フードマイレージやカーボンフットプリントなど「見える化」の制度普及をはじめ、環境問題に配慮する消費行動促進支援事業を展開すること。（環境局）
- 11 環境金融を進めるために、金融機関への預託金を創設すること。また、金融機関に対してエコ預金の創設・拡充を働きかけるとともに、環境投融资の拡大などを働きかけること。（環境局）
- 12 東京都独自の環境税の導入について、中小企業等へのインセンティブの観点などから、環境減税の導入に向けて、積極的に取り組むこと。（主税局）

二 健康で安全な環境の確保について

- 1 産業廃棄物の適正処理に向けた「報告・公表制度」について、制度のさらなる改善に向けて取り組むこと。また、携帯電話に加え、デジカメやゲーム機など電気・電子機器類における希少金属のリサイクルを推進すること。（環境局）
- 2 大気汚染物質のさらなる排出削減に向けて、大気中微小粒子（PM_{2.5}）に関する調査を実施するとともに、揮発性有機化合物（VOC）の削減に取り組むこと。また、船舶からの排出ガス削減に向けて、陸上電力の供給の効果を検証すること。（環境局）
- 3 騒音・振動等の対策として、航空機騒音監視体制を拡充するとともに、厚木基地の指定地域の見直しに伴い対策を強化すること。（環境局）
- 4 土壌汚染対策として、中小事業者が汚染の状況に応じて適切な対策を実施できるようガイドラインを策定するとともに、土壌の簡易迅速分析法の確立に向けて取り組むこと。（環境局）

三 安心な水の確保について

- 1 上質な「水」の安定的な給水確保をめざし、水源や既存施設の保守・管理に万全を期すること。また、水源自立都市に向け、多摩地域における地下水の利用促進のほか、課題を抱える水源について、課題の解消に向けて関係機関に働きかけるなど、施策を促進すること。（水道局）
- 2 将来人口推計や関連する社会指標・経済指標など、最新データを用いて水需要予測を見直し、水源地の人々や環境に著しい影響を与え、都民に多大な財政負担をかける

- ダムなど巨大施設の建設を見直すなど、これまでの水源確保のための施策を再検討すること。(水道局)
- 3 水道局震災対策事業計画に基づき送配水管や浄水施設などの耐震性強化を図るとともに、水道局震災応急対策計画に基づいた震災時の応急復旧体制や応急給水体制の構築などにより、震災対策を推進すること。(水道局)
 - 4 アセットマネジメントの手法に基づき、適切な維持管理による施設の延命化を図るとともに、計画的な更新を実施し、更新時期の平準化と費用の最小化を図ること。(水道局)
 - 5 感染性の微生物対策の強化やダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質への対応等、最新の科学的知見を積極的に取り入れつつ水質管理の徹底を図るとともに、水安全計画を着実に運用し、また貯水槽水道の適正管理と直結給水方式の普及・促進にあわせて取り組み、安全でおいしい水の供給の確保に努めること。(水道局)
 - 6 より一層の安定給水を確保するため、送配水能力の増強、相互融通機能などを図るとともに、漏水防止対策を推進すること。(水道局)
 - 7 東京都水道局環境計画に基づき、水源林の保護、育成、資源リサイクルやエネルギー対策など、地球環境を重視した施策を一層推進すること。(水道局)
 - 8 ナレッジマネジメントシステムの構築やマイスターの認定制度の導入などにより、技術の継承を進めること。(水道局)
 - 9 多摩地区水道事業の経営改善については、基本計画に基づき、統合市町と十分協議のうえ、住民へのPRも図りながら、円滑な推進に努めること。(水道局)
 - 10 工業用水道事業は、厳しい経営状況に鑑み、一層の経営努力をするとともに、事業の廃止などを含めた抜本的な経営改革について検討を進めること。なお、工業用水道事業のあり方についての庁内横断的な検討を進めるにあたっては、中小零細企業の経営状況や経営環境など、きめ細かな調査を実施し、実態の十分な把握に努めること。(水道局)

四 水環境の改善について

- 1 老朽施設の更新及び能力不足解消を図るとともに、臭気対策、震災対策をあわせて進めるため、道路陥没多発地区での枝線管きよの再構築、取付管対策の実施、枝線管きよの耐震化などを、計画的に着実に推進すること。(下水道局)
- 2 集中豪雨による都市型水害への対応強化に向け、「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、計画的に着実に実施すること。(下水道局)
- 3 合流式下水道の改善をめざし、区部における部分分流の導入促進、沈砂池のドライ化、吐口対策など、計画的に着実に推進すること。(下水道局)
- 4 下水道事業から排出される温室効果ガス削減に向け、汚泥の高温焼却による温室効果ガスの排出量抑制、汚泥の炭化による発電燃料としての活用、夜間電力の活用などにより「アースプラン2004」を推進すること。(下水道局)
- 5 アセットマネジメントの手法に基づき、適切な維持管理による施設の延命化を図る

とともに、計画的な更新を実施し、更新時期の平準化と費用の最小化を図ること。(下水道局)

- 6 多摩地域における浸水対策を強化するとともに、下水道100%普及に向け、流域下水道事業を推進すること。また、単独公共下水道事業に対する補助を拡充すること。(下水道局)
- 7 下水再生水、汚泥や下水道施設の上部空間など、下水道の持つ資源の積極的活用に努めること。とりわけ汚泥の有効かつ積極的活用を進めるために、東京都や都関連の公共施設、都が発注する公共事業等への利用促進を働きかけること。(下水道局)
- 8 下水の高度処理を促進するとともに「油・断・快適!下水道」キャンペーンを強化し、都市河川や東京湾の水質改善・水質浄化に資すること。(下水道局)
- 9 非常時における生活雑用水としての供給などを考慮し、下水再生水水質基準の高度化などの技術開発、研究に努めること。(下水道局)
- 10 下水道管渠を利用した光ファイバーケーブルの敷設を着実に進めるとともに、光ファイバーネットワークを活用した遠方監視制御を進めるなど、下水道事業の効率的な運営を図ること。(下水道局)

五 都市の緑と自然環境の保全・再生について

- 1 緑の保全と再生に向けて、緑化計画書制度や開発許可制度の緑化・充実を図ること。また、みどり率など、緑の指標調査を実施するとともに、校庭芝生化事業をはじめ、駐車場や都市の隙間に着目した緑化の推進を図ること。(環境局)
- 2 東京湾や中小河川の水再生に向けて、東京湾の底(てい)質(しつ)からの栄養塩類溶出等調査を実施するとともに、水生生物の保全のための必要な調査を実施すること。また、水収支調査の結果を踏まえ、水循環の推進に向けた新たな施策を構築すること。(環境局)
- 3 森林や丘陵地の保全に向けて、多摩の森林再生事業を着実に実施するとともに、保全緑地の公有化を推進すること。また、生物多様性地域戦略の推進を図るとともに、小笠原諸島の外来種対策など、世界自然遺産登録推進事業を進めること。(環境局)

Ⅶ 魅力あふれる快適な都市づくり

－重点事項－

- マンションの長寿命化による良質な居住の確保のため、平成17年に策定した「マンション管理ガイドライン」の普及を図るとともに、老朽化したマンションの建て替えを支援すること。
- 「踏切対策基本方針」に基づき、西武線や京王線、京成線、JR線などの地下化・高架化などにより、交通渋滞や「開かずの踏切」等、踏切問題の早期解消に努めること。
- 耐震データ偽造問題を受けた改正建築確認制度・検査制度にあわせ、建築確認事務の実施体制等の見直しを行うとともに、違法建築物対策の強化、国への制度改善に向けた建築確認事務の現場実務者としての要望・提言などを引き続き行うこと。

一 都市開発の推進について

- 1 民間活力と所有地の有効活用による都市再生を促進するため、「都市再生ステップアッププロジェクト」を着実に推進すること。また、その他の所有地についても、活用方策を検討すること。（都市整備局）
- 2 土地区画整理事業や市街地再開発事業に対して助成するとともに、市町村が施行する土地区画整理事業や都市計画事業等に対して、補助金の交付や指導監督を行うなど、都市開発を推進すること。（都市整備局）
- 3 風格ある都市景観形成のため、歴史的建造物に係る保存工事費に対する助成等を行うこと。あわせて、景観計画に基づき水辺空間等の景観誘導を行うとともに、不適切な屋外広告物に対する指導を強化すること。（都市整備局）
- 4 多摩ニュータウン事業として、広告活動や販売委託など宅地販売を積極的に展開するとともに、単なる宅地販売を進めるだけでなく、小中学校や幼稚園などの教育施設、保育園などの福祉施設など、公的施設の適切な配置に努めること。（都市整備局）

二 都市計画に関する調査について

- 1 人口や社会経済状況の今後の推移などを見据えつつ、都市開発と都市環境の共生のあり方など、持続可能な都市としての東京の姿について、ビジョンづくりに取り組むこと。（都市整備局）
- 2 品川駅周辺のまちづくりのあり方などについて示した「品川周辺地域都市・居住環境整備基本計画」並びに今年度策定作業を進めている「(仮称)品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」を踏まえ、引き続き都市基盤整備の具体化に向けた調査・検討を行うこと。（都市整備局）

- 3 上目黒1丁目地区における旧国鉄官舎跡地等について、地域特性に十分配慮した有効活用方を検討すること。(都市整備局)
- 4 CO2削減や緑化推進に向けた都市開発諸制度等の見直しや民間による自主的緑化の推進、水と緑の回廊を形成するための仕組みづくりなど、地球環境に配慮したまちづくり、ヒートアイランド対策などを積極的に進めること。(都市整備局)
- 5 長期未着手となっている環状道路整備の推進を図るため、P I (パブリックインボルブメント) による合意形成手法の活用等、地域と連携して調査・検討すること。(都市整備局)
- 6 「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、保水力のあるまちづくりの視点を重視しつつ、総合的な治水対策を着実に進めること。(都市整備局)
- 7 都市再生緊急整備地域に指定された渋谷駅周辺地区について、都市基盤整備などの具体策について、引き続き調査・検討すること。(都市整備局)
- 8 中央ジャンクション周辺のまちづくり推進や低CO2型都市づくり推進、市街地整備手法を活用した公用地の有効活用方策、道路整備とあわせた公有地の有効活用方策など、市街地整備事業に関する調査・検討を行うこと。(都市整備局)

三 都市基盤の整備について

- 1 幹線道路ネットワークの整備を推進するために、三環状道路をはじめ、都市の骨格を形成する幹線道路や地域幹線道路の整備を進めること。また、将来の交通需要を踏まえつつ、必要性などに関する客観的なデータを公表するなどして、より優先度の高い道路の整備が進むよう取り組むこと。(都市整備局、建設局)
- 2 京浜急行本線・空港線やJR中央線など、鉄道の連続立体交差化事業を推進すること。(建設局)
- 3 是政橋などの橋梁整備を進めるとともに、第一次緊急輸送路における橋梁の安全性向上に取り組むこと。また、勝鬨(かちどき)橋の再跳開(ちょうかい)に向けて、調査・検討をすること。(建設局)
- 4 街路樹の充実・育成など、道路の緑化を推進すること。また、遮熱性舗装や街路灯の省エネ照明への転換など、環境に優しい道路整備に取り組むこと。(建設局)
- 5 道路の安全対策として、アンダーパス化されている道路施設に対して、冠水警報設備や予備ポンプを設置すること。また、石積み擁壁の緊急安全対策を進めること。(建設局)
- 6 都道・区市町村道の無電柱化を推進するとともに、交差点すいすいプランをはじめとする交差点改良を進めること。また、自転車走行空間を積極的に整備するとともに、区市町村の取り組みを支援すること。(建設局)
- 7 中小河川の改修として、事業期間が平成21年度までとなっている妙正寺川、善福寺川の河川激甚災害対策特別緊急事業を着実に実施するなど、河川改修の早期完成に向けて取り組むこと。また、日本橋川の水質浄化に取り組むとともに、放置船舶対策を強化すること。(建設局)

- 8 都市公園については、和田堀公園や桜ヶ丘公園など個性豊かな公園の整備を進めるとともに、防災公園のネットワークを形成するために、園路の改修や非常用照明の設置など必要な整備を行うこと。また、スポーツ施設の夜間利用拡大を図ること。(建設局)
- 9 動物園の整備について、恩賜上野動物園を対象に「飼育・繁殖センター」の整備基本計画を策定すること。また、動物園の管理運営に当たっては、さらなる魅力の向上に向けて施設整備を進めるとともに、来園者サービスの充実に努めること。(建設局)
- 10 都立霊園については、青山霊園や谷中霊園の再生に取り組むとともに、災害時に避難場所となる霊園に非常用照明を設置すること。(建設局)
- 11 市町村のまちづくりに対する支援として、まちづくり・まちづくりパートナー事業を実施するとともに、市町村による公園整備などが進むよう、土木事業に対する補助を行うこと。(建設局)

四 都市交通・物流対策について

- 1 主要な私鉄駅舎について耐震性の強化を図るため、耐震補強工事に対する補助金等、必要な助成措置を行うこと。(都市整備局)
- 2 羽田空港の再拡張・国際化に向けて、国の空港整備特別会計に対する無利子貸付を行うこと。また、引き続き、羽田空港の再拡張・国際化、横田基地の民間航空利用に向けた東京における航空機能に関する調査を行うこと。(都市整備局)
- 3 総物流ビジョンに基づき、物流ネットワークの構築、国際物流機能の強化、物流拠点整備、地域の活性化、環境・都市生活の向上など、ハード・ソフト両面からの総合的な物流機能の向上に取り組むこと。(都市整備局)
- 4 東京外郭環状道路について、必要となる周辺基盤整備や周辺まちづくりに関する調査検討を進めるなど、整備に向けて取り組むこと。(都市整備局)
- 5 公共交通網の整備促進を図るため、地下高速鉄道、東京臨海高速鉄道臨海副都心線などに対して必要な助成、出資、貸付等を行うこと。また、京急蒲田駅やJR日暮里駅の総合改善事業を行うこと。(都市整備局)
- 6 「踏切対策基本方針」に基づき、西武線や京王線、京成線、JR線などの地下化・高架化などにより、交通渋滞や「開かずの踏切」等、踏切問題の早期解消に努めること。(都市整備局)
- 7 中央環状新宿線や中央環状品川線、晴海線などの整備を進めるとともに、首都高速道路株式会社への出資金等については、その必要性を十分精査し、東京都として主体的な判断のもとに行うこと。(都市整備局)
- 8 西多摩地域住民の生活バス路線を確保するため、市町村が実施しているコミュニティバスの補助制度の創設及び交通不便地域における乗り合いバス事業者への助成に対する財政的支援を講じること。また、ICカードシステムの導入に伴い、必要となる装置設置への支援を行うこと。さらに、運輸事業振興助成交付金を交付すること。(都市整備局)

- 9 交通バリアフリー法に基づき、主要な駅やその周辺におけるバリアフリー化を進めるため、バリアフリー基本構想等の策定を進めること。(都市整備局)
- 10 区部周辺部における最適な交通システムのあり方について、新たな公共交通システムの技術調査など、必要な調査・検討を行うこと。(都市整備局)
- 11 都市高速道路晴海線の延伸や東京臨海地域における公共交通整備などについて、調査・検討を行うこと。(都市整備局)
- 12 首都圏における道路網の拡充のため、都県境を越えた都市計画道路における幅員の不整合、路線の断絶などの解消方策について調査・検討すること。(都市整備局)
- 13 都市計画見直し候補区間の都市計画道路網等について、その必要性等を改めて調査・検討すること。(都市整備局)
- 14 多摩地域の未着手都市計画道路の整備を早期に行うこと。(都市整備局、建設局)

五 安心・安全な都営交通について

- 1 地域におけるまちづくりプロジェクトへの提供など、目黒分駐所跡地など未利用地の有効活用に努めること。(交通局)
- 2 乗合バス車両の平成17年排出ガス基準適合車両やハイブリッドバスなどへの更新、バイオディーゼル燃料の導入など、都市環境に配慮した事業展開に努めること。バイオディーゼル燃料の導入については、その効果の検証を行うこと。(交通局)
- 3 ノンステップバス等の導入促進や地下鉄駅のエレベーター・上下エスカレーターの設置の促進など、福祉のまちづくりの視点から輸送サービスの向上に努めること。(交通局)
- 4 バスの路上故障につながるおそれのある部品の交換サイクル見直しなど、バス車両の予防保全の導入を図ること。(交通局)
- 5 バス停留所への簡易型バス接近表示器の設置や標識柱等の他言語表記、地下鉄ホーム案内サインの再整備などにより、地下鉄・バスの情報提供環境について充実を図ること。(交通局)
- 6 バス停上屋の新設・建て替えやベンチの増設など、バス停留所の改善を進めること。(交通局)
- 7 バス利用客数の拡大や東京の観光振興に資するため、都心ルートなど新たなバス観光路線の開拓に努めること。(交通局)
- 8 地下鉄等駅施設のバリアフリー化の促進を図るとともに、利用者にとって快適な空間を提供する視点から駅施設の改良を促進すること。(交通局)
- 9 地下鉄の火災対策として、排煙設備の設置をすすめること。(交通局)
- 10 地下鉄駅ホームからの転落防止対策として、可動式ホーム柵の大江戸線導入に向けた準備を行うこと。(交通局)
- 11 地下鉄車両の安全性向上のため、車両の不燃化や速度制限装置の設置等を行うこと。(交通局)
- 12 大江戸線及び新宿線の混雑対策として、車両の増備などを進めること。(交通局)

- 1 3 地下鉄駅構内への専門店の新規開拓など、収入の拡大を図ること。(交通局)
- 1 4 都営地下鉄においても、CO₂削減等、環境に配慮した施策に取り組むこと。(交通局)
- 1 5 都電荒川線の利用促進や沿線地域への観光まちづくりに資するため、新型車両の導入や老朽化車両の更新を進めること。(交通局)
- 1 6 日暮里・舎人ライナーについては、安定的な運行を確保するとともに、利用客の拡大に向け、地元地域との連携を図ること。(交通局)

六 住宅の供給について

- 1 良質な住宅の市場流通を促すため、平成18年5月に不動産仲介業者、金融機関、検査・保証機関等が連携して設立した「東京都中古住宅流通促進協議会」を積極的に活用し、品質情報の適正な表示の促進や、良質な物件に対する民間融資の円滑化などに取り組むこと。(都市整備局)
- 2 マンションの長寿命化による良質な居住の確保のため、平成17年に策定した「マンション管理ガイドライン」の普及を図るとともに、老朽化したマンションの建て替えを支援すること。(都市整備局)
- 3 環境に配慮したカーボンマイナス住宅の供給を促進すること。(都市整備局)
- 4 都営住宅の建て替えなどにおいては、その所有地を活用し、良質な民間住宅供給を進めること。(都市整備局)
- 5 民間賃貸住宅の賃貸借をめぐるトラブルの防止を普及促進するため、賃貸住宅紛争防止条例の周知徹底などにより制度の普及を図るとともに、礼金・更新料ゼロ運動の展開に努めること。(都市整備局)
- 6 多摩の木材を活用した住宅供給の仕組みづくりについて、金融機関と連携した低利融資などの制度の充実を図るとともに、木造住宅の耐震補強材としての活用も含め、積極的に取り組むこと。(都市整備局)
- 7 民間住宅助成事業、都市居住再生促進事業など、都営住宅に対する需要に応える手法としての活用も図りつつ、バリアフリー化や長寿命化、子育て世帯への対応や環境への配慮など、総合的な住環境の整備に取り組むこと。(都市整備局)
- 8 区市町村住宅供給助成事業として、公営住宅建設費補助、家賃対策補助等を行うこと。また、東京都と区市町村との公営住宅のアンバランスを解消するため、都営住宅の区市町村への移管を推進すること。(都市整備局)
- 9 都営住宅の管理運営にあたっては、高額所得者対策を進めるとともに、期限付き入居の拡大や募集方法の改善を図ること。また、改正された使用承継制度の運用にあたっては、住宅困窮の程度についての配慮を行うこと。さらに、自治会が集めている共益費について、透明性・公平性の確保に向けて、対策を講じるとともに、不正居住のチェックを強化すること。(都市整備局)
- 1 0 都民住宅については、入居の促進などに向けた制度改善に取り組むこと。(都市整備局)

1 1 小規模住宅用地の都市計画税について、軽減措置を21年度も継続すること。(主税局)

七 東京港及び島しょの港湾・空港の整備について

- 1 2015年のパナマ運河の拡張を見据え、さらなる大型化が予想されるコンテナ船の大型化などに対応できるよう、中央防波堤外側に新たに外貿ふ頭を整備すること。また、川崎港・横浜港とも連携しながら、「京浜港共同ビジョン」の策定など、国際競争力の強化に向けて取り組むこと。(港湾局)
- 2 内貿貨物のユニット化、船舶の大型化に対応するため、品川ユニットターミナルを整備するとともに、中央防波堤内側に新たにユニットロードターミナルを整備すること。(港湾局)
- 3 物流ボトルネックの解消に向けて、東京港臨海道路2期路線や新木場・若洲線を整備するとともに、国道357号線の荒川河口橋西詰交差点の改良事業などを進めること。(港湾局)
- 4 東京港における環境対策を進めるために、船舶用陸上電力供給施設を導入するとともに、上屋施設やゆりかもめなどでの太陽光発電施設の導入を進めること。また、中央防波堤内側の「海の森公園」の整備を進めること。(港湾局)
- 5 東京都内湾の水質改善に向けて、新海面処分場東側護岸での磯浜造成や海洋生物などを活用した東京湾の水質浄化などに取り組むとともに、運河における汚泥のしゅんせつを進めること。また、東京港の環境再生に資する水生生物等の調査を実施すること。(港湾局)
- 6 都内から排出される廃棄物の最終処分場の整備のために、護岸建設を行うとともに、処分場の延命化対策として、深掘(ふかぼり)などに取り組むこと。(港湾局)
- 7 島しょとの定期船の就航率を向上させるため、大型定期船対応として、岸壁・防波堤等の整備を行うこと。また、ジェットフォイルの対応として、岸壁・泊地(はくち)等の整備を行うこと。さらに、伊豆島しょにおける航路・航空路補助を実施するとともに、離島航空機購入に対する補助を実施すること。(港湾局)
- 8 臨海ホールディングスの本格的な事業展開に向けて、子会社5社が相互に補完し、連携しあえるような経営を進めること。また、臨海三セクのビル事業については、臨海副都心のまちづくりの進展などを見据えて、事業の不断の見直しを行うこと。(港湾局)

八 建築行政について

- 1 建設業の許可申請や建築士・建築士事務所の登録申請に係る窓口業務を民間へ委託するなど、事務事業の一層の効率化を図ること。(都市整備局)
- 2 建築紛争の未然防止、紛争解決に向けた適切な指導を行うとともに、必要に応じた建築関係条例の改正の検討など、適正な建築行政を推進すること。(都市整備局)

- 3 耐震データ偽造問題を受けた改正建築確認制度・検査制度にあわせ、建築確認事務の実施体制等の見直しを行うとともに、違法建築物対策の強化、国への制度改善に向けた建築確認事務の現場実務者としての要望・提言などを引き続き行うこと。(都市整備局)
- 4 景観形成特別地区における屋外広告物の実態について調査し、その対策を進めること。(都市整備局)

Ⅷ 分権・改革で都民の都政に

－重点事項－

○第二期地方分権改革が進む中、国によって法人事業税一部国税化が導入されたが、分権や財源移譲に逆行し、地方の疲弊の解決にもならないことから、廃止に向けた取り組みを強く推し進めること。

一 分権・自治の日本について

- 1 東京発自治論を発信するにあたっては、国家全体の利益の視点に立ち、大都市東京の特性を踏まえるとともに、知事会など自治体間で先導的な役割を取りながら、国にその実現を積極的に働きかけていくこと。(知事本局)
- 2 国と自治体の役割分担の確立による税財政制度の抜本的改革を通じて、税源配分を見直し、自治体への税財源移譲を図るよう国に強く働きかけること。(知事本局・財務局・主税局)
- 3 第二期地方分権改革が進む中、国によって法人事業税一部国税化が導入されたが、分権や財源移譲に逆行し、地方の疲弊の解決にもならないことから、廃止に向けた取り組みを強く推し進めること。(知事本局・財務局・主税局)
- 4 東京都税制調査会答申や現場の着眼や発想の点などから、地方税財政制度の抜本的改革に関する提言を、今後も積極的に行っていくこと。(主税局)
- 5 法人事業税の分割基準など、極めて合理性に欠ける地方交付税不交付団体に対する財源調整措置も速やかに廃止するとともに、国直轄事業負担金をはじめとした不合理な地方財政負担を是正するよう国に強く働きかけること。(財務局・主税局)
- 6 八都県市首脳会議においては、広域行政の新たな課題など連携の拡大を図るとともに、共通する事項の統一条例化、広域連合制度の活用などを検討すること。(知事本局)

二 身近な行政－区市町村の強化について

- 1 区市町村の自主性、自立性の向上を図るため、権限や財源の移譲を積極的に進めること。(総務局)
- 2 区市町村が自主的に一部事務組合や広域連合を活用し、区市町村合併を進め得る環境を整備すること。(総務局)
- 3 市町村に対する総合的な財政支援を行い、市町村行財政基盤の安定・強化と住民福祉の増進を図ること。その際、自己責任に基づく自治体運営と自治体の主体性の確立に留意すること。(総務局)
- 4 特別区が行う都市計画事業について交付金を交付し、事業の円滑な推進を図ること。

(特別区都市計画交付金) (総務局)

- 5 「東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、区市町村が処理する事務に係る経費について、必要な措置を講じること。(総務局)
- 6 区市町村に低利の資金を貸し付けることにより、公共施設等の計画的な整備を促進するとともに、財政負担の緩和を図ること。(区市町村振興基金繰出) (総務局)
- 7 「都区のあり方検討委員会」でまとめられた、特別区の自治権を拡充する「基本的方向」を基に、具体化に向けた検討を行っていくこと。(総務局)
- 8 住民基本台帳ネットワークにおける個人情報保護、セキュリティ対策に万全を期すとともに、住基カードの不正取得問題に関して区市町村にさらに注意を喚起すること。(総務局)
- 9 多摩・島しょ地域の特性を活かした振興発展のために、総合的な施策の実現を図ること。(総務局)
 - (1) 多摩振興は、多摩リーディングプロジェクト改訂版などの推進を通じて、持続的発展の基礎づくりを促進し、生活都市が織りなす多摩自立都市圏を構築していくこと。また、市町村の要望を今後もより一層踏まえること。(総務局)
 - (2) 島しょ地域の産業・観光振興の推進を図るため、(財)東京都島しょ振興公社に対する貸付を行うなど、島しょ地域の自立を実現していくこと。(総務局)
 - (3) 三宅村に対しては、火山活動災害に伴う復旧・復興事業を今後も円滑に進めるため、財政支援を行い、村民の生活再建や産業振興対策に万全を期すこと。(総務局)
 - (4) 小笠原諸島復帰から40周年が経過する中、航空路開設に関しては、小笠原村・住民の意向や国の動向なども踏まえ、早期に調査・検討を行い、航空路案の方針をまとめていくこと。(総務局)

三 行政改革の推進について

- 1 行財政改革を進めるにあたっては、社会情勢の変化などを踏まえ、あわせて質の向上や住民満足度など、都民の利益に関して研究を進めていくこと。また、指定管理者制度や地方独立行政法人制度、市場化テスト、PFI制度に関しては適切に検証を行っていくこと。(総務局)
- 2 市場化テストを行う際には、事前に事業内容を公開して、民間の改革提案を受け付ける仕組みを導入するなど、公共サービスの質の向上を図ること。(総務局)
- 3 成果重視の都政運営の実現のため、行政評価制度の復活、複式簿記・発生主義会計の経年実施とその改善などを踏まえた、行政評価の内部評価から第三者評価への移行を検討すること。(知事本局)
- 4 CIO(最高情報責任者)を始めとして、高度な専門性を有する民間企業等からの職員などへの登用をさらに拡大していくこと。(総務局)
- 5 人事制度に関しては、今後の採用管理職試験を含めて、都政の活性化や都民サービスの充実拡大、全世代の職員の合理的・効率的活用を考え、行うこと。(人事委員会事務局・総務局)

- 6 税務事務の一層の情報化を進め、クレジットカードによる納税も含め、効率化と納税者サービスの向上を図り、電子納税の拡大を推進すること。(主税局)
- 7 都職員の採用においては、障害者法定雇用率を着実に達成すること。(総務局・教育庁・東京消防庁・警視庁)
- 8 選挙における投票所入場券については、選挙人のもとに確実に配達されるよう、区市町村や郵便事業株式会社と連携を努めること。(選挙管理委員会事務局)
- 9 選挙開票作業において迅速化に取り組んだ事例の周知に努めること。(選挙管理委員会事務局)
- 10 公営企業においては、最終年度となる経営計画に基づき、多様化する都民のニーズに的確に応え、質の高いサービスを提供するとともに、これまで以上の企業努力により、強固な財政基盤と不況下での都民負担に配慮し、計画的・効率的な事業運営に努めること。(交通局、水道局、下水道局)
- 11 監理団体は経営改革を推進し、設立目的を果たしていくこと。そして経営情報を積極的に開示していくこと。また、監理団体の契約の総点検を踏まえ、その方法を見直すとともに、規定の整備や公表を行うこと。(総務局)

四 強固な財政基盤の確立について

- 1 強固な財政基盤の確立に向けた施策の構築を引き続き実施するとともに、社会情勢の変化を踏まえ、中長期的な視点に立った財政運営の確立を図ること。(財務局)
- 2 新公会計制度の導入による事業別バランスシートの活用や事務事業評価の実施などでマネジメントサイクルを確立して、さらに効果的な予算編成を行っていくこと。(財務局)
- 3 出資債の発行に関して、新銀行東京による資本毀損の経験から、銀行が適債事業かどうか検証するとともに、適正な債権管理を行うこと。(財務局)
- 4 米国発金融危機の影響で、国内の景気停滞も長期化するとの予想の中、都税収入が減収局面に入ったことから、その動向を慎重に見極め、税収を確保していくこと。(主税局)
- 5 固定資産税の評価に関しては、課税額の算定根拠開示を郵送で行うことや、家屋計算書の保存を図ること。救済制度の運用改善など納税者の利便性や権利保護を一層図っていくこと。(主税局)
- 6 使用料など滞納金の未収金回収について各局等と連携を強化して回収を促進するとともに、新たな滞納を発生させない仕組みづくりを進めること。公正・公平に都税の滞納整理を促進し、徴収率の向上に努めるとともに、納税者の個別事情等にもきめ細かな対応を図っていくこと。(主税局)
- 7 不正軽油を追放するため、製造、購入、使用のあらゆる段階に対する調査、検税、悪質不申告、不納入業者の摘発に努めるとともに、自治体間の相互協力体制を強化していくこと。(主税局)
- 8 公金の運用管理に万全を期すこと。(会計管理局)

- 9 複式簿記・発生主義会計による財務諸表を都民福祉の向上のために一層役立てていくこと。(会計管理局)
- 10 公会計に複式簿記・発生主義会計を導入するための法整備を国に働きかけるとともに、その会計手法が活用されるシステム改革に取り組むこと。また、総務省方式との調整を経て全国標準化を図ること。(財務局・会計管理局)